

令和 7 年 3 月

春日部市議会定例会議案

議 案 目 録

令和 7 年 3 月春日部市議会定例会

議案第 3 号	春日部市地域づくり推進協議会条例の制定について・・・・・・・・・・	7
議案第 4 号	春日部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の制定について・・・・・・・・・・	10
議案第 5 号	春日部市学校給食運営審議会条例の制定について・・・・・・・・・・	21
議案第 6 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 の制定について・・・・・・・・・・	25
議案第 7 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について・・	32
議案第 8 号	春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部改正について・・・・・・・・・・	36
議案第 9 号	春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する 条例の一部改正について・・・・・・・・・・	49
議案第 10 号	春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 及び春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について・・	51
議案第 11 号	春日部市職員の給与に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・	55
議案第 12 号	春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部改正について・・・・・・・・・・	91
議案第 13 号	春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部改正について・・・・・・・・・・	94
議案第 14 号	春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 について・・・・・・・・・・	97
議案第 15 号	春日部市特別職の給与に関する条例及び 春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について・	100
議案第 16 号	春日部市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正について・・	104
議案第 17 号	春日部市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正について・・	106
議案第 18 号	春日部市職員の旅費に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・	108
議案第 19 号	春日部市手数料条例の一部改正について・・・・・・・・・・	113
議案第 20 号	春日部市総合福祉センター条例の一部改正について・・・・・・・・・・	197

議案第 2 1 号	春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	199
議案第 2 2 号	春日部市保健センター等条例の一部改正について・・・・・・・・	201
議案第 2 3 号	春日部市健康福祉センター条例の一部改正について・・・・・・・・	203
議案第 2 4 号	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正について・・	210
議案第 2 5 号	春日部市中心市街地まちづくり審議会条例の一部改正について・・・・	212
議案第 2 6 号	春日部市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準 を定める条例の一部改正について・・・・・・・・	214
議案第 2 7 号	春日部市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 の一部改正について・・・・・・・・	216
議案第 2 8 号	市道路線の認定について・・・・・・・・	218
議案第 2 9 号	市道路線の廃止について・・・・・・・・	220
議案第 3 0 号	令和 6 年度春日部市一般会計補正予算（第 1 0 号）について・・・・	222
議案第 3 1 号	令和 6 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号） について・・・・・・・・	223
議案第 3 2 号	令和 6 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） について・・・・・・・・	224
議案第 3 3 号	令和 6 年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について・・	225
議案第 3 4 号	令和 6 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業 特別会計補正予算（第 2 号）について・・・・・・・・	226
議案第 3 5 号	令和 6 年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第 3 号） について・・・・・・・・	227
議案第 3 6 号	令和 6 年度春日部市病院事業会計補正予算（第 3 号）について・・・・	228
議案第 3 7 号	令和 6 年度春日部市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について・・・・	229
議案第 3 8 号	令和 7 年度春日部市一般会計予算について・・・・・・・・	230
議案第 3 9 号	令和 7 年度春日部市国民健康保険特別会計予算について・・・・・・・・	231
議案第 4 0 号	令和 7 年度春日部市後期高齢者医療特別会計予算について・・・・	232
議案第 4 1 号	令和 7 年度春日部市介護保険特別会計予算について・・・・・・・・	233
議案第 4 2 号	令和 7 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業 特別会計予算について・・・・・・・・	234
議案第 4 3 号	令和 7 年度春日部市立看護専門学校特別会計予算について・・・・	235
議案第 4 4 号	令和 7 年度春日部市水道事業会計予算について・・・・・・・・	236

議案第 4 5 号	令和 7 年度春日部市病院事業会計予算について	237
議案第 4 6 号	令和 7 年度春日部市下水道事業会計予算について	238
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	239

議案第 3 号

春日部市地域づくり推進協議会条例の制定について

春日部市地域づくり推進協議会条例を別紙記載のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

地域住民による自主的なまちづくり等に関する事項を調査審議するため、地域づくり推進協議会を設置することに伴い、条例を制定したく提案いたします。

春日部市地域づくり推進協議会条例

(設置)

第1条 地域住民による自主的なまちづくり（以下「地域づくり」という。）等を推進するため、春日部市総合センター条例（平成17年条例第83号）第2条に規定する市民センターごとに春日部市地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(名称)

第2条 協議会の名称は、次のとおりとする。

- (1) 粕壁地区地域づくり推進協議会
- (2) 内牧地区地域づくり推進協議会
- (3) 豊春地区地域づくり推進協議会
- (4) 武里地区地域づくり推進協議会
- (5) 幸松地区地域づくり推進協議会
- (6) 豊野地区地域づくり推進協議会
- (7) 武里大枝地区地域づくり推進協議会
- (8) 庄和地区地域づくり推進協議会

(所掌事務)

第3条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地域づくりに関すること。
- (2) 自治会活動に関すること。
- (3) 防災及び防犯活動に関すること。
- (4) こどもの居場所づくりに関すること。
- (5) その他協議会が必要と認めた事項

(委員)

第4条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 自治会を代表する者
- (2) 小学校、中学校及び義務教育学校を代表する者
- (3) 公募に応じた市民

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 協議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民生活部市民参加推進課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
こども・子育て支援審議会委員		日額	5,200円	こども・子育て支援審議会委員		日額	5,200円
地域づくり推進協議会委員		日額	5,200円				

議案第 4 号

春日部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

春日部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙記載のとおり制定する。

令和7年2月13日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定したく提案いたします。

春日部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業（第21条—第27条）

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、市長の監督に属する乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「乳児等通園支援事業」とは、法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法に定めるところによる。

（設備運営基準の目的）

第3条 設備運営基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（設備運営基準の向上）

第4条 市長は、春日部市こども・子育て支援審議会条例（令和5年条例第34号）に基づく春日部市こども・子育て支援審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事

業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（設備運営基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活にお

ける安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないもののその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行

う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用

児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき1.98平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

3 階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 3 0 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 1 1 2 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する埼玉県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けること

ができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉法施行条例（平成24年埼玉県条例第68号）第194条に規定する保育の内容に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法施行条例（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成18年埼玉県条例第67号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本

その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

春日部市学校給食運営審議会条例の制定について

春日部市学校給食運営審議会条例を別紙記載のとおり制定する。

令和7年2月13日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

小学校、中学校及び義務教育学校における学校給食の運営に関する事項を調査審議するため、学校給食運営審議会を設置することに伴い、条例を制定したく提案いたします。

春日部市学校給食運営審議会条例

(設置)

第1条 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）における学校給食を適正に運営するため、春日部市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、学校給食の運営に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校の校長
- (2) 学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 春日部保健所の職員
- (4) 知識及び経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前								
別表第1（第1条関係） <table><tr><th>職名</th><th>報酬</th></tr><tr><td><u>学校給食運営審議会委員</u></td><td>日額 5,200円</td></tr></table>	職名	報酬	<u>学校給食運営審議会委員</u>	日額 5,200円	別表第1（第1条関係） <table><tr><th>職名</th><th>報酬</th></tr><tr><td><u>学校給食センター運営委員会委員</u></td><td>日額 5,200円</td></tr></table>	職名	報酬	<u>学校給食センター運営委員会委員</u>	日額 5,200円
職名	報酬								
<u>学校給食運営審議会委員</u>	日額 5,200円								
職名	報酬								
<u>学校給食センター運営委員会委員</u>	日額 5,200円								

(春日部市学校給食センター条例の一部改正)

3 春日部市学校給食センター条例（平成17年条例第177号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。

(2) 次の表中、改正前の条に対応する改正後の条が存在しない場合にあつては、当該改正前の条を削る。

改正後	改正前
	(運営委員会) 第7条 給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため、学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。 2 運営委員会は、給食センターの運営に係る重要な事項について審議する。 3 運営委員会は、前項の審議を行うためこれに必要な調査、研究を行うことができる。 (組織等) 第8条 運営委員会は、委員11人以内をもって組

	織し、その委員は春日部市の区域内の公共的団体等の代表者その他市民のうちから教育委員会が委嘱する。 2 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。 3 委員長は、会務を総理する。 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。 (委員の任期) 第9条 委員の任期は2年とし、再任されることができる。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が委嘱されるまでは、前項の規定にかかわらず、引き続き在任するものとする。 (管理) <u>第10条</u> (略) (委任) <u>第11条</u> (略)
(管理) <u>第7条</u> (略) (委任) <u>第8条</u> (略)	

議案第 6 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙記載のとおり制定する。

令和7年2月13日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を一括して改正するため、条例を制定したく提案いたします。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

目次

第1章 総務（第1条—第7条）

第2章 建設（第8条）

第3章 教育環境（第9条・第10条）

附則

第1章 総務

（春日部市行政不服審査会条例の一部改正）

第1条 春日部市行政不服審査会条例（平成28年条例第1号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（罰則） 第9条 第6条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第9条 第6条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

（個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正）

第2条 個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年条例第17号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
附 則 （経過措置） 2 3 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（そ	附 則 （経過措置） 2 3 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（そ

の全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	の全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。
---	---

(春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年条例第18号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(罰則) 第18条 第15条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第18条 第15条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(春日部市特別職の給与に関する条例の一部改正)

第4条 春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 第5条の2 (3) 基準日前1か月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>	(期末手当) 第5条 第5条の2 (3) 基準日前1か月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以

以上の刑に処せられたもの 第5条の3 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 3 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合	上の刑に処せられたもの 第5条の3 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 3 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合
---	--

（春日部市職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（期末手当） 第17条 第17条の2 (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第17条の3 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をさ	（期末手当） 第17条 第17条の2 (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第17条の3 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、

れ、その判決が確定していない場合 3 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合	その判決が確定していない場合 3 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合
--	---

(春日部市消防団条例の一部改正)

第6条 春日部市消防団条例（平成17年条例第164号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(欠格条項) 第4条 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者	(欠格条項) 第4条 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(春日部市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第7条 春日部市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年条例第165号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(退職報償金支給の制限) 第6条 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者	(退職報償金支給の制限) 第6条 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者

第2章 建設

(春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成24年条例第37号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
第8章 罰則 第68条 第62条第1項第9号若しくは第11号の規定に基づく第63条第1項の命令に従わない者又は偽りその他の不正な手段により、協議書を締	第8章 罰則 第68条 第62条第1項第9号若しくは第11号の規定に基づく第63条第1項の命令に従わない者又は偽りその他の不正な手段により、協議書を締

結し、若しくは確認書若しくは検査済証の交付を受けた者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	結し、若しくは確認書若しくは検査済証の交付を受けた者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
---	--

第3章 教育環境

(春日部市土砂のたい積の規制に関する条例の一部改正)

第9条 春日部市土砂のたい積の規制に関する条例（平成17年条例第116号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(罰則) 第24条 次のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第25条 第19条第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第24条 次のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第25条 第19条第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。

(春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第10条 春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年条例第168号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 第5条の2 (3) 基準日前1か月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの 第5条の3 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事	(期末手当) 第5条 第5条の2 (3) 基準日前1か月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの 第5条の3 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事

事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 3 （1） 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合	事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 3 （1） 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め
の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に
処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じく
する有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せ
られた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定めら
れている犯罪についてされた起訴とみなす。

議案第 7 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙記載のとおり制定する。

令和7年2月13日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例を一括して改正するため、条例を制定したく提案いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正
に伴う関係条例の整理に関する条例

(個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年条例第17号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(開示請求に係る手数料等) 第6条 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、保有個人情報のうち、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第<u>9項</u>に規定する特定個人情報をいう。）に係る写しの交付に要する費用については、請求者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該費用の額を減額し、又は免除することができる。	(開示請求に係る手数料等) 第6条 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、保有個人情報のうち、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第<u>8項</u>に規定する特定個人情報をいう。）に係る写しの交付に要する費用については、請求者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該費用の額を減額し、又は免除することができる。

(春日部市税条例の一部改正)

第2条 春日部市税条例（平成17年条例第75号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(市民税の申告) 第36条の2 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第<u>16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当する	(市民税の申告) 第36条の2 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第<u>15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当する

こととなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (種別割の減免) 第89条 2 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (特別土地保有税の減免) 第139条の3 2 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第147条 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個	こととなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (種別割の減免) 第89条 2 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (特別土地保有税の減免) 第139条の3 2 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第147条 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個
--	--

人番号をいう。以下この号において同じ。） 又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）	人番号をいう。以下この号において同じ。） 又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
---	---

（春日部市都市計画税条例の一部改正）

第3条 春日部市都市計画税条例（平成17年条例第77号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
附 則 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 10 （1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）	附 則 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 10 （1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 8 号

春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化等に伴い、定義の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後

(定義)

第 2 条

(2) 特定個人情報 法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。

(3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 13 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

(4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 15 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
6 市長	春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例（平成17年条例第213号）に基づく在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地	生活保護法に基づく保護の実施又は就労自立給

改正前

(定義)

第 2 条

(2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

(4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
6 市長	春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例（平成17年条例第213号）に基づく在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地	生活保護法に基づく保護の実施又は就労自立給

		方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの 付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）に準じた外国人に対する保護措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）又は<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報</u>（以下「<u>住登外者宛名情報</u>」という。）であって規則で定めるもの			方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの 付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）に準じた外国人に対する保護措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	
2 市長	生活保護法に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく医療に関する給		2 市長	生活保護法に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく医療に関する給	

付の支給又は保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給に関する情報、同法に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく

付の支給又は保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給に関する情報、同法に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく

		児童手当の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）に基づく自立支援給付の支給に関する情報又は<u>住登外者宛名情報</u>であって規則で定めるもの			児童手当の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）に基づく自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	
3 市長	生活保護法に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務に準じた外国人に対する保護措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給に関する情報、同法に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法		3 市長	生活保護法に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務に準じた外国人に対する保護措置に関する事務であって規則で定めるもの 生活保護関係情報、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給に関する情報、同法に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法	

		律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当法に基づく児童手当の支給に関する情報、介護保険法に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> に基づく自立支援給付の支給に関する <u>情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの				律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当法に基づく児童手当の支給に関する情報、介護保険法に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 <u>又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> に基づく自立支援給付の支給に関する <u>情報</u> であって規則で定めるもの
4 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		4 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
5 市	子ども・子育て	<u>外国人生活保護</u>		5 市	子ども・子育て	<u>外国人生活保護</u>

長	支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<u>関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
6 市長	春日部市こども医療費の助成に関する条例に基づくこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法に基づく医療に関する給付の支給に関する情報、 <u>住民票関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
7 市長	春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に基づくひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に関する給付の支給に関する情報、地方税関係情報、 <u>住民票関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
8 市長	春日部市重度要介護高齢者手当支給条例に基づく重度要介護高齢者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、 <u>介護保険法に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
9 市長	介護保険法に基づく保険給付の	<u>外国人生活保護関係情報又は住</u>

長	支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<u>関係情報</u> であって規則で定めるもの
6 市長	春日部市こども医療費の助成に関する条例に基づくこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法に基づく医療に関する給付の支給に関する情報、 <u>又は住民票関係情報</u> であって規則で定めるもの
7 市長	春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に基づくひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に関する給付の支給に関する情報、地方税関係情報、 <u>又は住民票関係情報</u> であって規則で定めるもの
8 市長	春日部市重度要介護高齢者手当支給条例に基づく重度要介護高齢者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、 <u>又は介護保険法に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報</u> であって規則で定めるもの
9 市長	介護保険法に基づく保険給付の	<u>外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの

	支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの	
10 市長	春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例に基づく重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に関する給付の支給に関する情報、 <u>住民票関係情報</u> 又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		10 市長	春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例に基づく重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に関する給付の支給に関する情報、 <u>住民票関係情報</u> 又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
11 市長	春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例に基づく在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、 <u>住民票関係情報</u> 又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		11 市長	春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例に基づく在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、 <u>又は住民票関係情報</u> であって規則で定めるもの
12 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの				
13 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの				

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

	事務であって規則で定めるもの	
33 (略)	(略)	(略)

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校保健安全法に基づく医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

12 (略)	(略)	(略)

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和7年8月12日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 9 号

春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正
について

春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和7年2月13日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

会計年度任用職員の病気休暇の見直しに伴い、休暇の種類の規定を改正したく提案いたします。

春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例（令和元条例第10号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の号に対応する改正後の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。

改正後	改正前
（休暇の種類） 第15条 2 （2） 病気休暇 <u>（3）</u> （略） 3 <u>（2）</u> （略） <u>（3）</u> （略）	（休暇の種類） 第15条 2 <u>（2）</u> （略） 3 （2） 病気休暇 <u>（3）</u> （略） <u>（4）</u> （略）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 10 号

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号）

の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)
第8条の3	第8条の3
2 任命権者は、 <u>小学校就学の始期に達するまで</u> <u>の</u> 子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。	2 任命権者は、 <u>3歳に満たない</u> 子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「 <u>小学校就学の始期に達するまでの</u> 子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「 <u>小学校就学の始期に達するまでの</u> 子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずること	4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「 <u>小学校就学の始期に達するまでの</u> 子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「 <u>3歳に満たない</u> 子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「 <u>小学校就学の始期に達するまでの</u> 子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」と

が著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 (特別休暇) 第14条 2 (15) <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある</u>子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、<u>疾病</u>の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること<u>又は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うことをいう。)</u>又は<u>その子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園若しくは入学の式典その他これに準ずる式典への参加</u>のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1つの年度において5日(その養育する<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある</u>子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間	あるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 (特別休暇) 第14条 2 (15) <u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと<u>又は疾病</u>の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること<u>をいう。)</u>のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1つの年度において5日(その養育する<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
---	---

(春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 春日部市職員の育児休業等に関する条例(平成17年条例第40号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(部分休業の承認) 第18条 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) <u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合)にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間	(部分休業の承認) 第18条 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) <u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合)にあっては、当該時間

から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。	を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。
--	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 11 号

春日部市職員の給与に関する条例等の一部改正について

春日部市職員の給与に関する条例等の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

職員の給与の見直しに伴い、期末手当の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(春日部市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第17条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 (勤勉手当) 第18条 2 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額	(期末手当) 第17条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 (勤勉手当) 第18条 2 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額

(2) 別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	225,600	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	226,700	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	227,800	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	228,900	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	230,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	231,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	233,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	234,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	236,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	237,500	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	239,000	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	240,500	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	242,000	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	243,400	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	244,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	246,200	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	247,400	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	248,600	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	249,800	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	251,000	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	252,100	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	253,200	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	254,300	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	255,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	256,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	257,400	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	258,400	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800

28	224, 300	259, 400	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200	427, 200	465, 000
29	225, 600	260, 400	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700	466, 000
30	226, 700	261, 300	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000	466, 700
31	227, 800	262, 200	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300	467, 400
32	228, 900	263, 100	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500	468, 100
33	230, 000	263, 900	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700	468, 800
34	231, 100	264, 700	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000	469, 500
35	232, 200	265, 500	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100
36	233, 300	266, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700
37	234, 400	267, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200
38	235, 400	267, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800
39	236, 400	268, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400
40	237, 300	269, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000
41	238, 200	270, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500
42	239, 100	270, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
43	239, 900	271, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400
44	240, 700	272, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700
45	241, 400	273, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000
46	242, 000	273, 800	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	475, 500
47	242, 600	274, 600	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400	475, 900
48	243, 200	275, 300	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100	476, 200
49	243, 800	276, 000	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600	476, 500
50	244, 400	276, 700	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000	477, 000
51	245, 000	277, 400	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400	477, 400
52	245, 500	278, 100	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800	
53	246, 000	278, 800	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200	
54	246, 400	279, 500	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600	
55	246, 700	280, 200	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000	
56	247, 000	280, 900	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300	
57	247, 300	281, 500	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600	
58	247, 600	282, 200	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000	

59	247, 900	282, 800	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300	
60	248, 200	283, 500	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600	
61	248, 500	284, 100	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900	
62	248, 800	284, 800	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	451, 300	
63	249, 100	285, 400	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	451, 600	
64	249, 400	286, 100	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	451, 900	
65	249, 700	286, 700	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	452, 200	
66	250, 000	287, 400	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	452, 600	
67	250, 300	288, 000	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	452, 900	
68	250, 600	288, 500	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	453, 200	
69	250, 900	289, 000	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	453, 500	
70	251, 200	289, 600	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000		
71	251, 500	290, 100	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300		
72	251, 800	290, 700	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500		
73	252, 100	291, 200	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700		
74	252, 400	291, 700	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000		
75	252, 700	292, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300		
76	253, 000	292, 900	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500		
77	253, 300	293, 400	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700		
78	253, 600	293, 900	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000		
79	253, 900	294, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300		
80	254, 200	294, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500		
81	254, 500	294, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700		
82	254, 800	295, 100	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000		
83	255, 100	295, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300		
84	255, 400	295, 600	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500		
85	255, 700	295, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700		
86	256, 000	296, 000	344, 500	383, 300	396, 500	416, 400		
87	256, 300	296, 300	344, 900	383, 700	396, 800	417, 100		
88	256, 600	296, 500	345, 300	384, 100	397, 000	417, 700		
89	256, 900	296, 800	345, 600	384, 500	397, 200	418, 200		

90	257, 200	297, 100	346, 000	385, 000	397, 500	418, 900		
91	257, 500	297, 400	346, 400	385, 400	397, 800	419, 600		
92	257, 800	297, 700	346, 800	385, 800	398, 000			
93	258, 100	298, 000	347, 000	386, 100	398, 200			
94		298, 300	347, 400	386, 600	398, 800			
95		298, 600	347, 800	387, 000	399, 500			
96		299, 000	348, 200	387, 400	400, 100			
97		299, 200	348, 400	387, 700	400, 600			
98		299, 400	348, 800	388, 200	401, 300			
99		299, 700	349, 200	388, 600	402, 000			
100		300, 100	349, 500	389, 000				
101		300, 300	349, 800	389, 300				
102		300, 600	350, 200	389, 800				
103		301, 000	350, 600	390, 200				
104		301, 400	351, 000	390, 600				
105		301, 600	351, 500	390, 900				
106		301, 900	351, 900	391, 400				
107		302, 200	352, 300	391, 800				
108		302, 500	352, 700					
109		302, 700	353, 200					
110		303, 000	353, 600					
111		303, 300	353, 900					
112		303, 600	354, 200					
113		303, 800	354, 700					
114		304, 200	355, 100					
115		304, 600	355, 400					
116		304, 900	355, 700					
117		305, 100	356, 200					
118		305, 300	356, 600					
119		305, 600	356, 900					
120		306, 000	357, 200					

	121		306, 200	357, 700					
	122		306, 400	358, 100					
	123		306, 700	358, 400					
	124		307, 000	358, 700					
	125		307, 400	359, 200					
	126		307, 600	359, 600					
	127		307, 900	359, 900					
	128		308, 200	360, 200					
	129		308, 500	360, 700					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第 18 条の 2 に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

（単位 円）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	221,900	260,500	283,800	297,400	328,100	362,000
	2	223,900	261,600	284,300	298,000	329,200	363,700
	3	225,800	262,700	284,800	298,600	330,300	365,400
	4	227,700	263,800	285,300	299,100	331,300	367,100
	5	229,600	264,900	285,800	299,600	332,300	368,900
	6	231,600	266,000	286,300	300,200	333,300	370,900
	7	233,600	267,100	286,800	300,800	334,300	372,900
	8	235,600	268,200	287,300	301,300	335,300	374,900
	9	240,600	269,200	287,800	301,800	336,500	376,600
	10	242,800	270,300	288,300	302,500	337,800	378,700
	11	245,000	271,400	288,800	303,200	339,000	380,800
	12	247,200	272,400	289,300	303,900	340,200	382,800
	13	249,400	273,400	295,200	304,600	341,500	384,700
	14	250,400	274,100	295,800	305,500	342,700	386,300
	15	251,300	274,800	296,400	306,400	343,800	388,100
	16	252,200	275,500	296,900	307,300	344,900	389,900
	17	253,100	281,800	297,400	308,100	346,000	391,600
	18	254,300	282,300	298,000	309,000	347,300	393,300
	19	255,400	282,800	298,600	309,900	348,600	395,200
	20	256,300	283,300	299,100	310,800	349,900	396,900
	21	257,100	283,800	299,600	319,300	351,100	398,600
	22	257,800	284,300	300,200	320,300	352,600	400,300
	23	258,500	284,800	300,800	321,300	354,100	402,100
	24	259,400	285,300	301,300	322,300	355,600	403,800
	25	260,500	285,800	301,800	323,300	356,800	405,400
	26	261,600	286,300	302,500	324,500	358,300	407,100
	27	262,700	286,800	303,200	325,700	359,700	408,900

	28	263, 800	287, 300	303, 900	326, 900	361, 100	410, 700
	29	264, 900	287, 800	304, 600	328, 000	362, 500	412, 200
	30	266, 000	288, 300	305, 500	329, 200	363, 500	413, 700
	31	267, 100	288, 800	306, 400	330, 300	364, 900	415, 200
	32	268, 200	289, 300	307, 300	331, 400	366, 200	416, 500
	33	269, 200	289, 800	308, 100	332, 500	367, 500	417, 600
	34	270, 300	290, 300	309, 000	333, 700	368, 900	418, 700
	35	271, 400	290, 800	309, 900	334, 800	370, 200	419, 800
	36	272, 400	291, 300	310, 800	335, 900	371, 500	421, 000
	37	273, 400	297, 400	311, 600	337, 000	373, 000	422, 300
	38	274, 100	298, 000	312, 500	338, 200	374, 200	423, 400
	39	274, 800	298, 600	313, 400	339, 300	375, 300	424, 600
	40	275, 500	299, 100	314, 300	340, 400	376, 500	425, 700
	41	281, 800	299, 600	319, 300	341, 500	377, 600	426, 900
	42	282, 300	300, 200	320, 300	342, 700	378, 500	427, 900
	43	282, 800	300, 800	321, 300	343, 800	379, 500	429, 000
	44	283, 300	301, 300	322, 300	344, 900	380, 400	430, 100
	45	283, 800	301, 800	323, 300	346, 000	381, 000	431, 100
	46	284, 300	302, 500	324, 500	347, 300	381, 800	432, 000
	47	284, 800	303, 200	325, 700	348, 600	382, 600	432, 900
	48	285, 300	303, 900	326, 900	349, 900	383, 400	433, 800
	49	285, 800	304, 600	328, 000	351, 100	384, 100	434, 700
	50	286, 300	305, 500	329, 200	352, 600	384, 800	435, 600
	51	286, 800	306, 400	330, 300	354, 100	385, 500	436, 500
	52	287, 300	307, 300	331, 400	355, 600	386, 100	437, 400
	53	287, 800	308, 100	332, 500	356, 800	386, 700	438, 200
	54	288, 300	309, 000	333, 700	358, 300	387, 300	439, 000
	55	288, 800	309, 900	334, 800	359, 700	388, 000	439, 800
	56	289, 300	310, 800	335, 900	361, 100	388, 600	440, 600
	57	289, 800	319, 300	337, 000	362, 500	389, 300	441, 300
	58	290, 300	320, 300	338, 200	363, 500	389, 800	442, 100

	59	290,800	321,300	339,300	364,900	390,400	442,900
	60	291,300	322,300	340,400	366,200	390,900	443,700
	61	291,800	323,300	341,500	367,500	391,300	444,400
	62	292,300	324,500	342,700	368,900	391,900	445,200
	63	292,800	325,700	343,800	370,200	392,400	446,000
	64	293,300	326,900	344,900	371,500	392,700	446,700
	65	293,800	328,000	346,000	373,000	393,000	447,500
	66	294,400	329,200	347,300	374,200	393,500	448,300
	67	295,200	330,300	348,600	375,300	393,900	449,100
	68	296,000	331,400	349,900	376,500	394,200	449,800
	69	296,700	332,500	351,100	377,600	394,500	450,600
	70	297,500	333,700	352,600	378,500	395,000	451,400
	71	298,300	334,800	354,100	379,500	395,500	452,200
	72	299,100	335,900	355,600	380,400	395,900	452,900
	73	299,800	337,000	356,800	381,000	396,200	453,700
	74	300,600	338,200	358,300	381,800	396,600	454,500
	75	301,400	339,300	359,700	382,600	397,100	455,300
	76	302,100	340,400	361,100	383,400	397,500	456,000
	77	302,900	341,500	362,500	384,100	397,900	456,800
	78	303,700	342,700	363,500	384,800	398,400	457,600
	79	304,500	343,800	364,900	385,500	398,900	458,300
	80	305,300	344,900	366,200	386,100	399,400	459,100
	81	306,000	346,000	367,500	386,700	399,900	459,900
	82	307,000	347,300	368,900	387,300	400,400	460,700
	83	308,000	348,600	370,200	388,000	400,900	461,400
	84	308,900	349,900	371,500	388,600	401,400	462,200
	85	309,800	351,100	373,000	389,300	401,900	463,000
	86	310,800	352,600	374,200	389,800	402,400	463,800
	87	311,800	354,100	375,300	390,400	402,900	464,500
	88	312,700	355,600	376,500	390,900	403,400	465,300
	89	313,600	356,800	377,600	391,300	403,900	466,100

90	314,600			391,900	404,400	
91	315,600			392,400	404,900	
92	316,600			392,700	405,400	
93	317,400			393,000	405,900	
94	318,400			393,500	406,400	
95	319,400			393,900	406,900	
96	320,300			394,200	407,400	
97	321,200			394,500	407,900	
98	322,200			395,000	408,400	
99	323,200			395,500	408,900	
100	324,100			395,900	409,400	
101	325,000			396,200	409,900	
102	326,200			396,600	410,400	
103	327,400			397,100	410,900	
104	328,600			397,500	411,400	
105	329,300			397,900	411,900	
106	330,400			398,300	412,400	
107	331,500			398,800	412,900	
108	332,400			399,300	413,400	
109	333,500			399,700	413,900	
110	334,200			400,200	414,400	
111	335,300			400,700	414,900	
112	336,400			401,200	415,400	
113	337,500			401,600	415,900	
114	338,700			402,100		
115	339,800			402,600		
116	340,900			403,100		
117	342,000			403,500		
118	343,100			404,000		
119	344,100			404,500		
120	345,200			405,000		

	121	346, 100			405, 400		
	122	347, 100			405, 900		
	123	348, 000			406, 400		
	124	349, 000			406, 900		
	125	349, 900			407, 300		
	126	350, 700					
	127	351, 500					
	128	352, 300					
	129	352, 900					
	130	353, 500					
	131	354, 100					
	132	354, 700					
	133	355, 100					
	134	355, 500					
	135	356, 000					
	136	356, 400					
	137	356, 900					
	138	357, 300					
	139	357, 800					
	140	358, 200					
	141	358, 500					
	142	359, 000					
	143	359, 400					
	144	359, 700					
	145	360, 100					
	146	360, 600					
	147	361, 100					
	148	361, 600					
	149	362, 100					
	150	362, 600					
	151	363, 100					

	152	363,500					
	153	363,900					
	154	364,300					
	155	364,800					
	156	365,300					
	157	365,700					
	158	366,200					
	159	366,700					
	160	367,200					
	161	367,500					
	162	368,000					
	163	368,500					
	164	369,000					
	165	369,300					
	166	369,800					
	167	370,300					
	168	370,800					
	169	371,100					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額 260,200	基準給料月額 267,500	基準給料月額 277,900	基準給料月額 294,300	基準給料月額 331,900	基準給料月額 376,600

備考 この表は、看護専門学校に勤務する保健師、助産師及び看護師に適用する。

第2条 春日部市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項及び号の表示及びそれに対応する改正後の欄の項及び号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項及び号を当該改正後の欄の項及び号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の項及び号に対応する改正後の欄の項及び号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の項及び号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(昇格・昇給の基準)	(昇格・昇給の基準)
第4条	第4条
7 前項の規定により <u>職員（第9項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）</u> を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、 <u>前項</u> に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。	7 前項の規定により <u>職員</u> を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、 <u>同項</u> に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
9 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第8条において「行8級職員」という。）の第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。	
<u>10</u> (略)	<u>9</u> (略)
<u>11</u> (略)	<u>10</u> (略)
<u>12</u> (略)	<u>11</u> (略)
<u>13</u> (略)	<u>12</u> (略)
(扶養手当)	(扶養手当)
第8条	第8条
2	2
	(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
<u>(1)</u> (略)	<u>(2)</u> (略)
<u>(2)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)
<u>(3)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)

(4) (略) (5) (略) 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行8級職員にあっては、3,500円）とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第9条 削除	(5) (略) (6) (略) 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（次条において「行8級職員」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（次項及び次条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日が経過したことにより、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が
---	---

離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（1） 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

（2） 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

（3） 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員が行8級職員以外の職員となった場合

（4） 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員以外のものが行8級職員となった場合

（5） 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（住居手当）

第9条の4

（2） 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料宿舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

（住居手当）

第9条の4

（2） 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（有料宿舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

(通勤手当) 第10条 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下<u>この条</u>において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） 2 (1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>次項及び第5項</u>において「運賃等相当額」という。） (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、<u>前2号</u>に定める額の合計額、第1号に定める額又は前号に定める額 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして、規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該	(通勤手当) 第10条 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下<u>この項及び次項</u>において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） 2 (1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>以下この項</u>において「運賃等相当額」という。）（<u>運賃等相当額が55,000円を超えるときは、55,000円</u>） (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、<u>運賃等相当額及び前号</u>に定める額の合計額（<u>合計額が55,000円を超えるときは、55,000円</u>）、第1号に定める額又は前号に定める額
--	--

各号に定める額とする。 (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 規則で定めるところにより算出した当該職員の1か月の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。) (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額 4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。 5 運賃等相当額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、150,000円とする。 6 <u>前各項</u>に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 (単身赴任手当)	3 <u>前2項</u>に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 (単身赴任手当)
第10条の2 3 <u>新たに</u>給料表の適用を受ける職員となった<u>こと</u>に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする<u>職員</u>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。	第10条の2 3 <u>この条例の適用を受けない市費支弁の常勤職員又は国若しくは他の地方公共団体の職員その他規則で定める者であった者から引き続き</u>給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする<u>職員</u>(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任

(管理職員特別勤務手当) 第16条の3 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務をした場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。</u> 2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。</u> 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める<u>額(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u>とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める<u>額</u> (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第18条の3 第4条第3項、第4項及び第6項から第11項まで<u>並びに第7条の2並びに第8条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 (管理職員特別勤務手当) 第16条の3 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。</u> 2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。</u> 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める<u>額</u>とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める<u>額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u> (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第18条の3 第4条第3項、第4項及び第6項から第11項まで、<u>第7条の2から第9条まで並びに第9条の4</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
---	---

(5) 別表第1を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職員 の区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	

28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		

59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					

90	257, 200	298, 300	347, 400					
91	257, 500	298, 600	347, 800					
92	257, 800	299, 000	348, 200					
93	258, 100	299, 200	348, 400					
94		299, 400	348, 800					
95		299, 700	349, 200					
96		300, 100	349, 500					
97		300, 300	349, 800					
98		300, 600	350, 200					
99		301, 000	350, 600					
100		301, 400	351, 000					
101		301, 600	351, 500					
102		301, 900	351, 900					
103		302, 200	352, 300					
104		302, 500	352, 700					
105		302, 700	353, 200					
106		303, 000	353, 600					
107		303, 300	353, 900					
108		303, 600	354, 200					
109		303, 800	354, 700					
110		304, 200						
111		304, 600						
112		304, 900						
113		305, 100						
114		305, 300						
115		305, 600						
116		306, 000						
117		306, 200						
118		306, 400						
119		306, 700						
120		307, 000						

	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第18条の2に規定する職員を除く。

(春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第32号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後		改正前	
(特定任期付職員の給与に関する特例)		(特定任期付職員の給与に関する特例)	
第7条		第7条	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1	<u>392,000</u>	1	<u>380,000</u>
2	<u>440,000</u>	2	<u>427,000</u>
3	<u>492,000</u>	3	<u>477,000</u>
4	<u>555,000</u>	4	<u>539,000</u>
5	<u>634,000</u>	5	<u>615,000</u>

(2) 別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

特定業務等従事任期付職員給料表

（単位 円）

職務の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	201,000	213,600	225,600
2	202,700	215,200	226,700
3	204,400	216,800	227,800
4	206,100	218,400	228,900
5	207,400	220,000	230,000
6	209,000	221,700	231,500
7	210,600	223,000	233,000
8	212,100	224,300	234,500
9	213,600	225,600	236,000
10	215,200	226,700	237,500
11	216,800	227,800	239,000
12	218,400	228,900	240,500
13	220,000	230,000	242,000
14	221,700	231,500	243,400
15	223,000	233,000	244,800
16	224,300	234,500	246,200
17	225,600	236,000	247,400

第4条 春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の項に対応する改正後の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の項を削る。
- (3) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
（特定任期付職員の給与に関する特例） 第7条 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 （春日部市職員の給与に関する条例の適用除外等） 第10条 春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第8条まで、第9条の4、第12条から第14条まで、第16条及び第16条の2の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項、第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員（春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第32号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第18条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と	（特定任期付職員の給与に関する特例） 第7条 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、別に定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額、<u>決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給</u>は、予算の範囲内で行わなければならない。 （春日部市職員の給与に関する条例の適用除外） 第10条 春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の4、第12条から第14条まで、第16条から第16条の3まで及び第18条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

する。 3 (略) (春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外) 第11条 春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第198号。以下「水道事業企業職員給与条例」という。) 第3条から第6条まで、第6条の3 <u>及び第9条</u>から <u>第12条まで</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。 (春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外) 第12条 春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年条例第30号。以下「病院事業企業職員給与条例」という。) 第3条から第6条まで、第8条 <u>及び第11条</u>から <u>第14条まで</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。	2 (略) (春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外) 第11条 春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第198号。以下「水道事業企業職員給与条例」という。) 第3条から第6条まで、第6条の3、<u>第9条</u>から <u>第12条の2まで及び第14条</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。 (春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外) 第12条 春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年条例第30号。以下「病院事業企業職員給与条例」という。) 第3条から第6条まで、第8条、<u>第11条</u>から <u>第15条まで及び第17条</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。
--	---

(春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第53号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号(以下「改正前の号」という。)の表示及びそれに対応する改正後の欄の号(以下「改正後の号」という。)の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の号に対応する改正後の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の号を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(扶養手当) 第5条 2 <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略)	(扶養手当) 第5条 2 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第14条第2項において同じ。) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略)

(5) (略) (給与の減額) 第14条 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び春日部市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第40号）第2条の2に規定する者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（春日部市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年条例第9号）第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（春日部市職員の定年等に関する条例（平成17年条例第33号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（<u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）</u>）、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、市長が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時	(6) (略) (給与の減額) 第14条 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び春日部市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第40号）第2条の2に規定する者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（春日部市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年条例第9号）第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（春日部市職員の定年等に関する条例（平成17年条例第33号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（<u>配偶者</u>、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、市長が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間
---	---

間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第18条 <u>第５条</u>の規定は、地方公務員法第22条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	ると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第18条 <u>第５条及び第５条の３</u>の規定は、地方公務員法第22条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
--	--

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第６条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

（１）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
附 則 （職員の給与に関する経過措置） 第11条 第12条 7 新給与条例第４条第３項、第４項及び第６項から第11項まで<u>並びに第７条の２並びに第８条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	附 則 （職員の給与に関する経過措置） 第11条 第12条 7 新給与条例第４条第３項、第４項及び第６項から第11項まで、<u>第７条の２から第９条まで並びに第９条の４</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条から第６条までの規定並びに附則第５項から第９項までの規定は、令和７年４月１日から施行する。
- 第１条の規定による改正後の春日部市職員の給与に関する条例（以下「第１条改正後給与条例」という。）別表第１及び別表第２の規定並びに第３条の規定による改正後の春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（附則第４項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和６年４月１日から適用する。
- 第１条改正後給与条例第１７条第２項及び第３項並びに第１８条第２項の規定は、令和６年６月１日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条改正後給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の春日部市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 5 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において春日部市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 6 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 7 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第8条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第1項	支給する。	支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行8級職員に対しては支給しない。
第8条第2項	(5) 重度心身障害者	(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

第8条第3項	13,000円	11,500円
	とする。	、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする。

- 8 切替日から令和8年3月31日までの間における第5条の規定による改正後の春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第2項	(5) 重度心身障害者	(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
--------	-------------	--

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

- 9 第2条改正後給与条例第10条第4項及び第10条の2第3項の規定の適用については、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

附則別表（附則第5項関係）

行政職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新 号 給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1	1
10	6	6	2	2	1	1	1
11	7	7	3	3	1	1	1
12	8	8	4	4	1	1	1
13	9	9	5	5	1	1	1
14	10	10	6	6	2	1	1
15	11	11	7	7	3	1	1
16	12	12	8	8	4	1	1
17	13	13	9	9	5	1	1
18	14	14	10	10	6	2	1
19	15	15	11	11	7	3	1
20	16	16	12	12	8	4	1
21	17	17	13	13	9	5	1
22	18	18	14	14	10	6	1
23	19	19	15	15	11	7	1
24	20	20	16	16	12	8	2
25	21	21	17	17	13	9	2
26	22	22	18	18	14	10	2
27	23	23	19	19	15	11	2
28	24	24	20	20	16	12	3
29	25	25	21	21	17	13	3
30	26	26	22	22	18	14	3
31	27	27	23	23	19	15	3
32	28	28	24	24	20	16	3
33	29	29	25	25	21	17	3
34	30	30	26	26	22	18	4
35	31	31	27	27	23	19	4

36	32	32	28	28	24	20	4
37	33	33	29	29	25	21	4
38	34	34	30	30	26	22	4
39	35	35	31	31	27	23	4
40	36	36	32	32	28	24	4
41	37	37	33	33	29	25	4
42	38	38	34	34	30	26	5
43	39	39	35	35	31	27	5
44	40	40	36	36	32	28	5
45	41	41	37	37	33	29	5
46	42	42	38	38	34	30	5
47	43	43	39	39	35	31	5
48	44	44	40	40	36	32	5
49	45	45	41	41	37	33	5
50	46	46	42	42	38	34	5
51	47	47	43	43	39	35	5
52	48	48	44	44	40	36	
53	49	49	45	45	41	37	
54	50	50	46	46	42	38	
55	51	51	47	47	43	39	
56	52	52	48	48	44	40	
57	53	53	49	49	45	41	
58	54	54	50	50	46	42	
59	55	55	51	51	47	43	
60	56	56	52	52	48	44	
61	57	57	53	53	49	45	
62	58	58	54	54	50	45	
63	59	59	55	55	51	45	
64	60	60	56	56	52	45	
65	61	61	57	57	53	45	
66	62	62	58	58	54	45	
67	63	63	59	59	55	45	
68	64	64	60	60	56	45	
69	65	65	61	61	57	45	
70	66	66	62	62	58		
71	67	67	63	63	59		
72	68	68	64	64	60		
73	69	69	65	65	61		
74	70	70	66	66	62		
75	71	71	67	67	63		

76	72	72	68	68	64		
77	73	73	69	69	65		
78	74	74	70	70	66		
79	75	75	71	71	67		
80	76	76	72	72	68		
81	77	77	73	73	69		
82	78	78	74	74	70		
83	79	79	75	75	71		
84	80	80	76	76	72		
85	81	81	77	77	73		
86	82	82	78	78	73		
87	83	83	79	79	73		
88	84	84	80	80	73		
89	85	85	81	81	73		
90	86	86	82	82	73		
91	87	87	83	83	73		
92	88	88	84	84			
93	89	89	85	85			
94	90	90	85	85			
95	91	91	85	85			
96	92	92	85	85			
97	93	93	85	85			
98	94	94	85	85			
99	95	95	85	85			
100	96	96	85				
101	97	97	85				
102	98	98	85				
103	99	99	85				
104	100	100	85				
105	101	101	85				
106	102	102	85				
107	103	103	85				
108	104	104					
109	105	105					
110	106	106					
111	107	107					
112	108	108					
113	109	109					
114	110	109					
115	111	109					

116	112	109					
117	113	109					
118	114	109					
119	115	109					
120	116	109					
121	117	109					
122	118	109					
123	119	109					
124	120	109					
125	121	109					
126	122	109					
127	123	109					
128	124	109					
129	125	109					

議案第 12 号

春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

職員の給与の見直しに伴い、扶養手当の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１７年条例第１９８号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の号に対応する改正後の号が存在しない場合にあつては、当該改正前の号を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第１号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
（扶養手当） 第 6 条 2 （１）（略） （２）（略） （３）（略） （４）（略） （５）（略） （住居手当） 第 6 条の 3 （２） 第 7 条の 2 の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>が居住するための住宅（管理者の定める住宅を除く。）を借り受け、管理者の定める額を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者の定めるもの （管理職員特別勤務手当） 第12条の 2 管理職員特別勤務手当は、指定管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日（祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下同じ。）（次項において「週休日等」という。）において<u>勤務を</u>した場合に支給することができる。	（扶養手当） 第 6 条 2 （１） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） （２）（略） （３）（略） （４）（略） （５）（略） （６）（略） （住居手当） 第 6 条の 3 （２） 第 7 条の 2 の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者</u>が居住するための住宅（管理者の定める住宅を除く。）を借り受け、管理者の定める額を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者の定めるもの （管理職員特別勤務手当） 第12条の 2 管理職員特別勤務手当は、指定管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日（祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下同じ。）（次項において「週休日等」という。）において<u>勤務</u>した場合に支給することができる。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、指定管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務</u>した場合に支給することができる。 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第19条 第5条<u>及び第6条</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、指定管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務</u>した場合に支給することができる。 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第19条 第5条、<u>第6条及び第6条の3</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第6条の3の改正規定は令和8年4月1日から施行する。

議案第 13 号

春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

職員の給与の見直しに伴い、扶養手当の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年条例第30号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の号に対応する改正後の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の号を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
（扶養手当） 第6条 2 （1）（略） （2）（略） （3）（略） （4）（略） （5）（略） （住居手当） 第8条 （2）第9条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>が居住するための住宅（管理者の定める住宅を除く。）を借り受け、管理者の定める額を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者の定めるもの （管理職員特別勤務手当） 第15条 管理職員特別勤務手当は、指定管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日（祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下同じ。）（次項において「週休日等」という。）において<u>勤務を</u>した場合に支給することができる。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤	（扶養手当） 第6条 2 （1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） （2）（略） （3）（略） （4）（略） （5）（略） （6）（略） （住居手当） 第8条 （2）第9条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者</u>が居住するための住宅（管理者の定める住宅を除く。）を借り受け、管理者の定める額を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者の定めるもの （管理職員特別勤務手当） 第15条 管理職員特別勤務手当は、指定管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日（祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下同じ。）（次項において「週休日等」という。）において<u>勤務</u>した場合に支給することができる。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤

務手当は、指定管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務</u>した場合に支給することができる。 （定年前三任用短時間勤務職員についての適用除外） 第24条 第5条<u>及び第6条</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前三任用短時間勤務職員には適用しない。	務手当は、指定管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務</u>した場合に支給することができる。 （定年前三任用短時間勤務職員についての適用除外） 第24条 第5条、<u>第6条及び第8条</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前三任用短時間勤務職員には適用しない。
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第8条の改正規定は令和8年4月1日から施行する。

議案第 14 号

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市議会議員の議員報酬の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後							改正前																																																		
(議員報酬)							(議員報酬)																																																		
第2条							第2条																																																		
(1) 議長 月額 <u>539,000円</u>							(1) 議長 月額 <u>537,000円</u>																																																		
(2) 副議長 月額 <u>479,000円</u>							(2) 副議長 月額 <u>478,000円</u>																																																		
(3) 議員 月額 <u>451,000円</u>							(3) 議員 月額 <u>450,000円</u>																																																		
(期末手当)							(期末手当)																																																		
第5条							第5条																																																		
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。							2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。																																																		
別表（第6条関係）							別表（第6条関係）																																																		
<table><tr><th rowspan="3">鉄道賃</th><th rowspan="3">船賃</th><th rowspan="3">航空賃</th><th colspan="5">普通旅費</th></tr><tr><th rowspan="2">車賃 1キロメートルにつき</th><th colspan="2">日当 (1日につき)</th><th rowspan="2">宿泊費 (1夜につき)</th><th rowspan="2">宿泊手当</th></tr><tr><th>県内</th><th>県外</th></tr><tr><td>運賃、特別車両料金及び特別急行料金</td><td>運賃及び特別船室料金</td><td>実費</td><td>37円</td><td>3,000円</td><td>4,000円</td><td><u>27,000円</u></td><td>2,400円</td></tr></table>							鉄道賃	船賃	航空賃	普通旅費					車賃 1キロメートルにつき	日当 (1日につき)		宿泊費 (1夜につき)	宿泊手当	県内	県外	運賃、特別車両料金及び特別急行料金	運賃及び特別船室料金	実費	37円	3,000円	4,000円	<u>27,000円</u>	2,400円	<table><tr><th rowspan="3">鉄道賃</th><th rowspan="3">船賃</th><th rowspan="3">航空賃</th><th colspan="5">普通旅費</th></tr><tr><th rowspan="2">車賃 1キロメートルにつき</th><th colspan="2">日当 (1日につき)</th><th rowspan="2">宿泊料 (1夜につき)</th></tr><tr><th>県内</th><th>県外</th></tr><tr><td>運賃、特別車両料金及び特別急行料金</td><td>運賃及び特別船室料金</td><td>実費</td><td>37円</td><td>3,000円</td><td>4,000円</td><td><u>15,000円</u></td></tr></table>							鉄道賃	船賃	航空賃	普通旅費					車賃 1キロメートルにつき	日当 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)	県内	県外	運賃、特別車両料金及び特別急行料金	運賃及び特別船室料金	実費	37円	3,000円	4,000円	<u>15,000円</u>
鉄道賃	船賃	航空賃	普通旅費																																																						
			車賃 1キロメートルにつき	日当 (1日につき)		宿泊費 (1夜につき)				宿泊手当																																															
				県内	県外																																																				
運賃、特別車両料金及び特別急行料金	運賃及び特別船室料金	実費	37円	3,000円	4,000円	<u>27,000円</u>	2,400円																																																		
鉄道賃	船賃	航空賃	普通旅費																																																						
			車賃 1キロメートルにつき	日当 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)																																																			
				県内	県外																																																				
運賃、特別車両料金及び特別急行料金	運賃及び特別船室料金	実費	37円	3,000円	4,000円	<u>15,000円</u>																																																			

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び別表の改正規定並びに附則第4項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和6年6月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(経過措置)

- 4 改正後の条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 15 号

春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する
条例の一部改正について

春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例
の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市長等の給料の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する
条例の一部を改正する条例

(春日部市特別職の給与に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）の一部を次のよう
に改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応す
る改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後										改正前																																																															
(給料)										(給料)																																																															
第3条										第3条																																																															
(1) 市長 月額 <u>985,000円</u>										(1) 市長 月額 <u>982,000円</u>																																																															
(2) 副市長 月額 <u>834,000円</u>										(2) 副市長 月額 <u>832,000円</u>																																																															
(期末手当)										(期末手当)																																																															
第5条										第5条																																																															
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。										2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。																																																															
別表（第6条関係）										別表（第6条関係）																																																															
<table><tr><th rowspan="3">職名</th><th rowspan="3">鉄道賃</th><th rowspan="3">船賃</th><th rowspan="3">航空賃</th><th colspan="5">普通旅費</th><th rowspan="3">宿泊手当</th></tr><tr><th rowspan="2">車賃 1キロメートルにつき</th><th colspan="2">日当 (1日につき)</th><th rowspan="2">宿泊費 (1夜につき)</th><th rowspan="2"></th></tr><tr><th>県内</th><th>県外</th></tr><tr><td rowspan="2">市長</td><td>運賃、特別車両料金及び特別急行料金</td><td>運賃及び特別船室料</td><td>実費</td><td>37円</td><td>3,000円</td><td>4,000円</td><td><u>27,000円の範囲の実費</u></td><td></td><td>2,400円</td></tr></table>										職名	鉄道賃	船賃	航空賃	普通旅費					宿泊手当	車賃 1キロメートルにつき	日当 (1日につき)		宿泊費 (1夜につき)		県内	県外	市長	運賃、特別車両料金及び特別急行料金	運賃及び特別船室料	実費	37円	3,000円	4,000円	<u>27,000円の範囲の実費</u>		2,400円	<table><tr><th rowspan="3">職名</th><th rowspan="3">鉄道賃</th><th rowspan="3">船賃</th><th rowspan="3">航空賃</th><th colspan="5">普通旅費</th><th rowspan="3">宿泊料 (1夜につき)</th></tr><tr><th rowspan="2">車賃 1キロメートルにつき</th><th colspan="2">日当 (1日につき)</th><th rowspan="2"></th><th rowspan="2"></th></tr><tr><th>県内</th><th>県外</th></tr><tr><td rowspan="2">市長</td><td>運賃、特別車両料金及び特別急行料金</td><td>運賃及び特別船室料金</td><td>実費</td><td>37円</td><td>3,000円</td><td>4,000円</td><td><u>15,000円</u></td><td></td><td></td></tr></table>										職名	鉄道賃	船賃	航空賃	普通旅費					宿泊料 (1夜につき)	車賃 1キロメートルにつき	日当 (1日につき)				県内	県外	市長	運賃、特別車両料金及び特別急行料金	運賃及び特別船室料金	実費	37円	3,000円	4,000円	<u>15,000円</u>		
職名	鉄道賃	船賃	航空賃	普通旅費					宿泊手当																																																																
				車賃 1キロメートルにつき	日当 (1日につき)		宿泊費 (1夜につき)																																																																		
					県内	県外																																																																			
市長	運賃、特別車両料金及び特別急行料金	運賃及び特別船室料	実費	37円	3,000円	4,000円	<u>27,000円の範囲の実費</u>		2,400円																																																																
	職名	鉄道賃	船賃	航空賃	普通旅費					宿泊料 (1夜につき)																																																															
車賃 1キロメートルにつき					日当 (1日につき)																																																																				
					県内	県外																																																																			
市長	運賃、特別車両料金及び特別急行料金	運賃及び特別船室料金	実費	37円	3,000円	4,000円	<u>15,000円</u>																																																																		

--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定中第3条及び別表の改正規定並びに第2条の規定中第3条及び別表の改正規定並びに附則第4項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の春日部市特別職の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第5条第2項の規定及び第2条の規定による改正後の春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）第5条第2項の規定は、令和6年6月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の春日部市特別職の給与に関する条例又は第2条の規定による改正前の春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(経過措置)

- 4 改正後の特別職給与条例別表の規定及び改正後の教育長給与条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 16 号

春日部市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正について

春日部市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

水道事業管理者の給料の規定を改正したく提案いたします。

春日部市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

春日部市水道事業管理者の給与等に関する条例（平成１７年条例第２０１号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(給料) 第２条 管理者の給料は、月額 <u>729,000円</u> とする。	(給料) 第２条 管理者の給料は、月額 <u>727,000円</u> とする。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 17 号

春日部市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正について

春日部市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

病院事業管理者の給料の規定を改正したく提案いたします。

春日部市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

春日部市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(給料) 第3条 管理者の給料は、月額 <u>837,000円</u> とする。	(給料) 第3条 管理者の給料は、月額 <u>834,000円</u> とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 18 号

春日部市職員の旅費に関する条例等の一部改正について

春日部市職員の旅費に関する条例等の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

職員等の旅費の見直しに伴い、旅費の種類の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(春日部市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市職員の旅費に関する条例（平成17年条例第55号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の項に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の項を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条、項又は号に対応する改正前の欄の条、項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条、項又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(旅費の種類)	(旅費の種類)
第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、 <u>宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u> とする。	第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当 <u>及び宿泊料</u> とする。
7 <u>宿泊費</u> は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの <u>実費額</u> により支給する。	7 <u>宿泊料</u> は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの <u>定額</u> により支給する。
8 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし実費額により支給する。	
9 宿泊手当は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。	
10 (略)	8 (略)
(日当)	(日当)
第17条 日当の額は、 <u>1日につき2,200円</u> の定額による。	第17条 日当の額は、 <u>別表第1</u> の定額による。
(<u>宿泊費</u>)	(<u>宿泊料</u>)
第18条 <u>宿泊費</u> の額は、 <u>1夜につき19,000円</u> の範囲内の <u>実費額</u> による。	第18条 <u>宿泊料</u> の額は、 <u>別表第1</u> の <u>定額</u> による。
(包括宿泊費)	2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。
第18条の2 包括宿泊費の額は、移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃並びに宿泊に係る宿	

泊費の合計額による。 (宿泊手当) 第18条の3 宿泊手当の額は、1夜につき2,400円の定額による。 2 宿泊手当の額は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。 (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額 (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額 3 出張者が、出張中自宅(住所又は居住若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合は、前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。 (研修旅費)	(研修旅費)
第20条 職員が、職務上研修、講習、訓練その他これに類する目的のため引き続き4日を超えて出張した場合の鉄道賃、船賃及び日当(4日を超える日当に限る。)の額は、第13条、第14条及び第17条の規定にかかわらず、次に規定するところによる。 (2) 日当の額 1日につき1,100円の定額による。	第20条 職員が、職務上研修、講習、訓練その他これに類する目的のため引き続き4日を超えて出張した場合の鉄道賃、船賃、日当(4日を超える日当に限る。)及び宿泊料の額は、第13条、第14条、第17条及び第18条の規定にかかわらず、次に規定するところによる。 (2) 日当及び宿泊料の額 別表第2の定額による。

(5) 別表第1及び別表第2を削る。

(春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第47号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後							改正前								
別表第3（第4条関係）							別表第3（第4条関係）								
鉄道賃	船賃	航空賃	普通旅費					鉄道賃	船賃	航空賃	普通旅費				
			車賃 1キロメートルにつき	日当 （1日につき）		<u>宿泊費</u> （1夜につき）	宿泊 手当				車賃 1キロメートルにつき	日当 （1日につき）		<u>宿泊料</u> （1夜につき）	

運賃 及び 特別 車両 料金	運賃 及び 特別 船室 料金	実 費	37円	2,20 0円	2,20 0円	<u>27,000</u> <u>円の範</u> <u>囲内の</u> <u>実費</u>	2,400 円
----------------------------	----------------------------	--------	-----	------------	------------	--	------------

運賃 及び 特別 車両 料金	運賃 及び 特別 船室 料金	実費	37円	2,20 0円	2,20 0円	<u>15,000</u> <u>円</u>
----------------------------	----------------------------	----	-----	------------	------------	---------------------------

(春日部市消防団条例の一部改正)

第3条 春日部市消防団条例（平成17年条例第164号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後							改正前							
別表（第12条関係）							別表（第12条関係）							
職名	鉄道賃	船賃	車賃 1キロメートルにつき	日当 （1日につき）		宿泊費 （1夜につき）	宿泊手当	職名	鉄道賃	船賃	車賃 1キロメートルにつき	日当 （1日につき）		宿泊料 （1夜につき）
				県内	県外							県内	県外	
団長	運賃	運賃	37円	2,200円	2,200円	<u>19,000</u>	2,400円	団長	運賃	運賃	37円	2,200円	2,200円	<u>14,000</u>
副団長	及び特別車両料金	及び特別船室料金				<u>円の範囲の実費</u>		副団長	及び特別車両料金	及び特別船室料金				<u>円</u>
分団長	運賃	運賃	〃	〃	〃	〃	〃	分団長	運賃	運賃	〃	〃	〃	〃
副分団長	及び普通車両料金	及び普通船室料金						副分団長	及び普通車両料金	及び普通船室料金				
部長								部長						
班長								班長						
一般団員								一般団員						

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の春日部市職員の旅費に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の春日部市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 19 号

春日部市手数料条例の一部改正について

春日部市手数料条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

建築基準法等の一部改正に伴い、別表第 2 の規定を改正したく提案いたします。

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成１７年条例第８０号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項又は号の表示及びそれに対応する改正後の欄の項又は号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項又は号を当該改正後の欄の項又は号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項又は号に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。ただし、第１号に掲げる場合を除く。

改正後			改正前		
別表第２（第２条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第２（第２条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
建築基準法第６条第１項（同法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は同法第１８条第２項（同法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査（ <u>建築基準法第６条第１項の規</u>	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が (1) 30㎡以下 １件につき <u>8,000円</u> (2) 30㎡を超え、100㎡以下 １件につき <u>20,000円</u> (3) 100㎡を超え、200㎡以下 １件につき <u>34,000円</u>	建築基準法第６条第１項（同法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は同法第１８条第２項（同法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査（ <u>次項</u> に規定する審査を除	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が (1) 30㎡以下 １件につき <u>7,000円</u> (2) 30㎡を超え、100㎡以下 １件につき <u>14,000円</u> (3) 100㎡を超え、200㎡以下 １件につき <u>24,000円</u>

定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為に限る。）の項に規定する審査を除く。）		(4) 200㎡を超え、<u>300㎡</u>以下 1 件につき <u>36,000円</u> (5) 300㎡を超え、500㎡以下 1 件につき <u>39,000円</u> (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) ※ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合にあっては、当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。	く。)		(4) 200㎡を超え、<u>500㎡</u>以下 1 件につき <u>31,000円</u> (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) ※ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合にあっては、当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定による工作物に関する確認の申請又は同法第88条第1項若しくは第2項におい	工作物に関する確認申請又は計画通知手数料	(1) 工作物を築造する場合一の工作物につき <u>12,000円</u> (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合一の工作物につき <u>5,000</u>	建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定による工作物に関する確認の申請又は同法第88条第1項若しくは第2項におい	工作物に関する確認申請又は計画通知手数料	(1) 工作物を築造する場合一の工作物につき <u>12,000円</u> (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合一の工作物につき <u>5,000</u>

て準用する同法第18条第2項の規定による工作物に関する計画の通知に対する審査		円	て準用する同法第18条第2項の規定による工作物に関する計画の通知に対する審査	円
建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為に限る。）	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に関する確認申請又は計画通知手数料	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（2に掲げるものを除く。） 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の		

通知に対する
審査（建築基
準法第6条第
1項の規定に
基づく建築物
に関する確認
の申請又は同
法第18条第2
項の規定に基
づく建築物に
関する計画の
通知に対する
審査（建築物
のエネルギー
消費性能の向
上等に関する
法律（平成27
年法律第53
号）第11条第
1項ただし書
（同条第2項
において準用
する場合を含
む。）又は第12
条第2項ただ
し書（同条第
3項において
準用する場合
を含む。）に規
定する特定建
築行為に限
る。）の項に規
定する審査を
除く。）の項手
数料の額の欄
（1）から（10）
までの額に、
次に定める額
を加算した金
額
（1） 一戸建
ての住宅
次に掲げる
区分に応じ
それぞれ次

に定める額
ア 床面積
の合計が
200㎡未満
のもの
14,000円

イ 床面積
の合計が
200㎡以上
のもの
16,000円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住宅
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの
27,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
43,000
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の
68,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの
88,000
円

2 建築物のエ

エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。） 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査（建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知

に対する審査
（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為に限る。）の項に規定する審査を除く。）の項手数料の額の欄（1）から（10）までの額に、次に定める額を加算した金額

（1） 一戸建ての住宅
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が200㎡未満のもの
7,000円

イ 床面積の合計が200㎡以上のもの
8,000円

（2） 住宅用

		途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300㎡未満のもの 13,500円 イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの 21,500円 ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの 34,000円 エ 床面積の合計が5,000㎡以上のもの 44,000円				
建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定による建築物に関する<u>完了検査</u>（<u>建築基準法第7条第1項</u>又は<u>第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了</u>	建築物に関する完了検査手数料	建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が (1) <u>30㎡以下 1件につき 15,000円</u> (2) <u>30㎡を</u>		建築基準法第7条第1項又は第18条第16項の規定による建築物に関する<u>完了検査</u>	建築物に関する完了検査手数料	建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が<u>30㎡以下 1件につき 14,000円</u> <u>30㎡を超え、100㎡以下 1件につき 17,000円</u>

検査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。）の項に規定す
完了検査を除く。）

超え、100㎡
 以下 1 件
 につき
 24,000円
 (3) 100㎡を
 超え、200㎡
 以下 1 件
 につき
 34,000円
 (4) 200㎡を
 超え、300㎡
 以下 1 件
 につき
 37,000円
 (5) 300㎡を
 超え、500㎡
 以下 1 件
 につき
 42,000円
 (6) 500㎡を
 超え、1,000
 ㎡以下 1
 件につき
 59,000円
 (7) 1,000㎡
 を超え、
 2,000㎡以下
 1 件につ
 き 82,000
 円
 (8) 2,000㎡
 を超え、
 10,000㎡以
 下 1 件に
 つき
 208,000円
 (9) 10,000
 ㎡を超え、
 50,000㎡以
 下 1 件に
 つき
 331,000円
 (10) 50,000
 ㎡を超える

100㎡を超え、
 200㎡以下 1 件
 につき 24,000
 円
 200㎡を超え、
 500㎡以下 1 件
 につき 35,000
 円
 500㎡を超え、
 1,000㎡以下 1
 件につき
 59,000円
 1,000㎡を超え、
 2,000㎡以下 1
 件につき
 82,000円
 2,000㎡を超え、
 10,000㎡以下
 1 件につき
 208,000円
 10,000㎡を超
 え、50,000㎡以
 下 1 件につき
 331,000円
 50,000㎡を超え
 る 1 件につき
 666,000円

		<u>1 件につ</u> <u>き 666,000</u> 円 ※ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあつては、当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。			※ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあつては、当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。
建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項又は第18条第20項の規定による建築設備に関する完了検査	建築設備に関する完了検査手数料	(1) 昇降機の場合 一基につき 17,000円 (小荷物専用昇降機については、10,000円) (2) 昇降機以外の建築設備の場合（建築物を建築した場合を除く。）一の建築設備につき 17,000円	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項又は第18条第16項の規定による建築設備に関する完了検査	建築設備に関する完了検査手数料	(1) 昇降機の場合 一基につき 17,000円 (小荷物専用昇降機については、10,000円) (2) 昇降機以外の建築設備の場合（建築物を建築した場合を除く。）一の建築設備につき 17,000円
建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項又は第18条第20項の規定による工作物に関する完了検査	工作物に関する完了検査手数料	一の工作物につき 12,000円	建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項又は第18条第16項の規定による工作物に関する完了検査	工作物に関する完了検査手数料	一の工作物につき 12,000円
建築基準法第7条第1項の	中間検査を受けた	建築物を建築した場合（移転し	建築基準法第7条第1項の	中間検査を受けた	建築物を建築した場合（移転し

規定による同法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査又は同法第18条第20項の規定による同法第18条第30項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査

建築物に関する完了検査手数料

た場合を除く。)にあっては、当該建築に係る部分の床面積の合計が

- (1) 30㎡以下 1件につき
12,000円
- (2) 30㎡を超え、100㎡以下 1件につき
15,000円
- (3) 100㎡を超え、200㎡以下 1件につき
23,000円
- (4) 200㎡を超え、300㎡以下 1件につき
28,000円
- (5) 300㎡を超え、500㎡以下 1件につき
36,000円
- (6) 500㎡を超え、1,000㎡以下 1件につき
57,000円
- (7) 1,000㎡を超え、2,000㎡以下 1件につき
77,000円
- (8) 2,000㎡を超え、10,000㎡以下 1件につき

規定による同法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査又は同法第18条第16項の規定による同法第18条第21項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査

建築物に関する完了検査手数料

た場合を除く。)にあっては、当該建築に係る部分の床面積の合計が30㎡以下 1件につき
12,000円
30㎡を超え、100㎡以下 1件につき 15,000円
100㎡を超え、200㎡以下 1件につき 23,000円
200㎡を超え、500㎡以下 1件につき 33,000円
500㎡を超え、1,000㎡以下 1件につき 57,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以下 1件につき 77,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以下 1件につき 191,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以下 1件につき 315,000円
50,000㎡を超える 1件につき 650,000円

る中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査の項手数料の額の欄の額に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に定める額を加算した金額

1 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の項1（3）、5及び6並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の項1（3）、5及び6並びに建築物のエネ

ルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく軽微な変更
に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査の項1
(3)、5及び6において同じ。)が30㎡以下のもの

3,000円

2 床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下のもの 5,000円

3 床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの 6,000円

4 床面積の合計が200㎡を超え300㎡以下のもの 7,000円

5 床面積の合計が300㎡を超え500㎡以下のもの 8,000円

6 床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以下のもの
11,000円

7 床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの
16,000円

8 床面積の合計が2,000㎡を

		超え10,000㎡ 以下のもの 41,000円 9 床面積の合 計が10,000㎡ を超え50,000 ㎡以下のもの 66,000円 10 床面積の合 計が50,000㎡ を超えるもの 133,000円				
建築基準法第 7条の3第1 項又は第18条 第28項の規定 による建築物 に関する中間 検査	建築物に 関する中 間検査手 数料	中間検査を行う 部分の床面積の 合計が <u>(1) 30㎡以</u> <u>下 1件に</u> <u>つき</u> <u>13,000円</u> <u>(2) 30㎡を</u> <u>超え、100㎡</u> <u>以下 1件</u> <u>につき</u> <u>17,000円</u> <u>(3) 100㎡を</u> <u>超え、200㎡</u> <u>以下 1件</u> <u>につき</u> <u>23,000円</u> <u>(4) 200㎡を</u> <u>超え、300㎡</u> <u>以下 1件</u> <u>につき</u> <u>27,000円</u> <u>(5) 300㎡を</u> <u>超え、500㎡</u> <u>以下 1件</u> <u>につき</u> <u>33,000円</u> <u>(6) 500㎡を</u> <u>超え、1,000</u> <u>㎡以下 1</u> <u>件につき</u> <u>52,000円</u>	建築基準法第 7条の3第1 項又は第18条 第19項の規定 による建築物 に関する中間 検査	建築物に 関する中 間検査手 数料	中間検査を行う 部分の床面積の 合計が<u>30㎡以下</u> <u>1件につき</u> <u>13,000円</u> <u>30㎡を超え、100</u> <u>㎡以下 1件に</u> <u>つき 17,000円</u> <u>100㎡を超え、</u> <u>200㎡以下 1件</u> <u>につき 23,000</u> <u>円</u> <u>200㎡を超え、</u> <u>500㎡以下 1件</u> <u>につき 31,000</u> <u>円</u> <u>500㎡を超え、</u> <u>1,000㎡以下 1</u> <u>件につき</u> <u>52,000円</u> <u>1,000㎡を超え、</u> <u>2,000㎡以下 1</u> <u>件につき</u> <u>72,000円</u> <u>2,000㎡を超え、</u> <u>10,000㎡以下</u> <u>1件につき</u> <u>165,000円</u> <u>10,000㎡を超</u> <u>え、50,000㎡以</u> <u>下 1件につき</u> <u>261,000円</u>	

(7) 1,000㎡
を超え、
2,000㎡以下
1 件につ
き 72,000
円

(8) 2,000㎡
を超え、
10,000㎡以
下 1 件に
つき
165,000円

(9) 10,000
㎡を超え、
50,000㎡以
下 1 件に
つき
261,000円

(10) 50,000
㎡を超える
1 件につ
き 552,000
円

※ 床面積の合
計は、最下階
の床の施工が
始まる前の工
程の場合にあ
っては、最下
階の床がある
ものとみなし
て床面積を算
定し、それ以
外の工程の場
合にあって
は、はり等の
床を支える構
造の主要な部
分が施工され
ている場合に
おいては、床
があるものと
みなして床面
積を算定す
る。ただし、

50,000㎡を超え
る 1 件につ
き 552,000円

※ 床面積の合
計は、最下階
の床の施工が
始まる前の工
程の場合にあ
っては、最下
階の床がある
ものとみなし
て床面積を算
定し、それ以
外の工程の場
合にあって
は、はり等の
床を支える構
造の主要な部
分が施工され
ている場合に
おいては、床
があるものと
みなして床面
積を算定す
る。ただし、

		既に建築基準法第7条の3第4項又は第18条 <u>第29項</u> の規定による中間検査を行った部分の床面積は除くものとする。			既に建築基準法第7条の3第4項又は第18条 <u>第20項</u> の規定による中間検査を行った部分の床面積は除くものとする。
建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条 <u>第38項</u> 第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき 120,000円	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条 <u>第24項</u> 第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき 120,000円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	前項に規定する金額に、次の1に定める額を加算し、次の2 <u>から4</u> までに掲げる場合はそれぞれ当該2 <u>から4</u> までに定める額を更に加算して得た金額 1 (1) 床面積の合計が30㎡以下のもの <u>8,000円</u> (2) 床面積	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	前項に規定する金額に、次の1に定める額を加算し、次の2 <u>又は3</u> に掲げる場合はそれぞれ当該2 <u>又は3</u> に定める額を更に加算して得た金額 1 (1) 床面積の合計が30㎡以下のもの <u>7,000円</u> (2) 床面積

			の合計が30 ㎡を超え100 ㎡以下のも の <u>20,000</u> 円 (3) 床面積 の合計が100 ㎡を超え200 ㎡以下のも の <u>34,000</u> 円 (4) 床面積 の合計が200 ㎡を超え<u>300</u> ㎡以下のも の <u>36,000</u> 円 (5) 床面積 の合計が300 ㎡を超え500 ㎡以下のも の 39,000 円 <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) 3 建築物のエ ネルギー消費 性能の向上等 に関する法律 第11条第1項 ただし書(同 条第2項にお いて準用する 場合を含む。) 又は第12条第 2項ただし書 (同条第3項 において準用 する場合を含 む。)に規定す る特定建築行			の合計が30 ㎡を超え100 ㎡以下のも の <u>14,000</u> 円 (3) 床面積 の合計が100 ㎡を超え200 ㎡以下のも の <u>24,000</u> 円 (4) 床面積 の合計が200 ㎡を超え<u>500</u> ㎡以下のも の <u>31,000</u> 円 <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略)
--	--	--	---	--	--	--

為の場合 申請に係る特定
建築行為を行
おうする一の
建築物ごとに
次に掲げる区
分に応じそれ
ぞれ次に定め
る額

(1) 建築物
のエネルギー
消費性能
の向上等に
関する法律
施行規則第
2条第1項
第1号イ又
はロに定め
る基準に適
合するもの
((2)に掲
げるものを
除く。)

ア 一戸建
ての住宅
次に掲
げる区
分に応
じそれ
ぞれ次
に定め
る額

(ア) 床面
積の合
計が200
㎡未満
のもの
14,000
円

(イ) 床面
積の合
計が200
㎡以上
のもの
16,000
円

イ 住宅用
途を含む
建築物の
住宅部分
次に掲
げる区分
に応じそ
れぞれ次
に定める
額

(7) 床面
積の合
計が300
㎡未満
のもの
27,000
円

(イ) 床面
積の合
計が300
㎡以上
2,000㎡
未満の
もの
43,000
円

(ウ) 床面
積の合
計が
2,000㎡
以上
5,000㎡
未満の
もの
68,000
円

(エ) 床面
積の合
計が
5,000㎡
以上の
もの
88,000
円

(2) 建築物

のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）

ア 一戸建ての住宅
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

（ア）床面積の合計が200㎡未満のもの
7,000円

（イ）床面積の合計が200㎡以上のもの
8,000円

イ 住宅用途を含む

建築物の
住宅部分
次に掲
げる区
分に応
じそれ
ぞれ次
に定め
る額

(7) 床面
積の合
計が300
㎡未満
のもの
13,500
円

(イ) 床面
積の合
計が300
㎡以上
2,000㎡
未満の
もの
21,500
円

(ウ) 床面
積の合
計が
2,000㎡
以上
5,000㎡
未満の
もの
34,000
円

(エ) 床面
積の合
計が
5,000㎡
以上の
もの
44,000
円

4 建築基準法
第6条の3第
7項に規定す

3 建築基準法
第6条の3第
7項に規定す

		る適合判定通知書又はその写しの提出がなかった場合 申請に係る建築基準法第6条の3及び第18条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を要する一の建築物につき次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額			る適合判定通知書又はその写しの提出がなかった場合 申請に係る建築基準法第6条の3及び第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を要する一の建築物につき次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	1件につき、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）に応じて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査の項の1の(1)から(9)まで又は2		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	1件につき、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）に応じて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査の項の1の(1)から(9)まで又は2

		の(1)から(9)までに掲げる額に2分の1を乗じて得た額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項1の(1)又は2の(1)に掲げる額)
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項手数料の額の欄1の額に、前項に規定する2分の1を乗じて得た額を加算し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項手数料の額の欄2から4までに掲げる場合はそれぞれ当該2から4までに定める額を更に加算して得た金額
(略)	(略)	(略)
都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<u>一の建築物ごと</u> <u>に次に掲げる額</u> を合算して得た金額 4 1 以外の場

		の(1)から(9)までに掲げる額に2分の1を乗じて得た額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項1の(1)又は2の(1)に掲げる額)
(略)	(略)	(略)
都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<u>次に掲げる額</u> を合算して得た金額

第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）

合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が200㎡未満のもの
29,000円

イ 床面積の合計が200㎡以上のもの
33,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300㎡未満のもの
59,000円

イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの

第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）

			の 100,000円 ウ 床面積 の合計が 2,000㎡以 上5,000 ㎡未満の もの 175,000円 エ 床面積 の合計が 5,000㎡以 上のもの 256,000 円 <u>5</u> (略) <u>6</u> (略)				<u>4</u> (略) <u>5</u> (略)	
都市の低炭素 化の促進に関 する法律第53 条第1項の規 定に基づく低 炭素建築物新 築等計画の認 定の申請（同 法第54条第2 項の規定によ る申出を伴う 申請に限 る。）に対す る審査	建築基準 関係規定 適合の審 査の申出 を伴う低 炭素建築 物新築等 計画認定 申請手 料	前項に規定する 合算して得た金 額に、次の1に 定める額を加算 し、次の2から 4までに掲げる 場合はそれぞれ 当該2から4ま でに定める額を 更に加算して得 た金額	1 (1) 床面積 の合計が30 ㎡以下のも の <u>8,000円</u> (2) 床面積 の合計が30 ㎡を超え100 ㎡以下のも の <u>20,000</u> 円 (3) 床面積 の合計が100 ㎡を超え200 ㎡以下のも の <u>34,000</u>	都市の低炭素 化の促進に関 する法律第53 条第1項の規 定に基づく低 炭素建築物新 築等計画の認 定の申請（同 法第54条第2 項の規定によ る申出を伴う 申請に限 る。）に対す る審査	建築基準 関係規定 適合の審 査の申出 を伴う低 炭素建築 物新築等 計画認定 申請手 料	前項に規定する 合算して得た金 額に、次の1に 定める額を加算 し、次の2又は 3に掲げる場合 はそれぞれ当該 2又は3に定め る額を更に加算 して得た金額	1 (1) 床面積 の合計が30 ㎡以下のも の <u>7,000円</u> (2) 床面積 の合計が30 ㎡を超え100 ㎡以下のも の <u>14,000</u> 円 (3) 床面積 の合計が100 ㎡を超え200 ㎡以下のも の <u>24,000</u>	

円

(4) 床面積
の合計が200
㎡を超え300
㎡以下のも
の 36,000

円

(5) 床面積
の合計が300
㎡を超え500
㎡以下のも
の 39,000

円

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

3 建築物のエ
ネルギー消費
性能の向上等
に関する法律
第11条第1項
ただし書（同
条第2項にお
いて準用する
場合を含む。）
又は第12条第
2項ただし書
（同条第3項
において準用
する場合を含
む。）に規定す
る特定建築行
為の場合 申
請に係る特定
建築行為を行
おうとする一
の建築物ごと
に次に掲げる
区分に応じそ
れぞれ次に定
める額

(1) 建築物

円

(4) 床面積
の合計が200
㎡を超え500
㎡以下のも
の 31,000

円

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（（2）に掲げるものを除く。）

ア 一戸建ての住宅
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

（7）床面積の合計が200㎡未満のもの
14,000円

（イ）床面積の合計が200㎡以上のもの
16,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300㎡未満のもの
27,000円

(イ) 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの
43,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの
68,000円

(エ) 床面積の合計が5,000㎡以上のもの
88,000円

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの

(建築物の
エネルギー
消費性能の
向上等に関
する法律第
11条第2項
及び第12条
第3項の規
定に基づく
ものに限
る。)

ア 一戸建
ての住宅
次に掲
げる区分
に応じそ
れぞれ次
に定める
額

(7) 床面
積の合
計が200
㎡未満
のもの
7,000
円

(4) 床面
積の合
計が200
㎡以上
のもの
8,000
円

イ 住宅用
途を含む
建築物の
住宅部分
次に掲
げる区分
に応じそ
れぞれ次
に定める
額

(7) 床面
積の合

				計が300 ㎡未満 のもの 13,500 円					
				(イ) 床面 積の合 計が300 ㎡以上 2,000㎡ 未満の もの 21,500 円					
				(ウ) 床面 積の合 計が 2,000㎡ 以上 5,000㎡ 未満の もの 34,000 円					
				(エ) 床面 積の合 計が 5,000㎡ 以上の もの 44,000 円					
			<u>4</u>	建築基準法 第6条の3第 7項に規定す る適合判定通 知書又はその 写しの提出が なかった場合 申請に係る 建築基準法第 6条の3及び 第18条 <u>第5項</u> に規定する構 造計算適合性				<u>3</u>	建築基準法 第6条の3第 7項に規定す る適合判定通 知書又はその 写しの提出が なかった場合 申請に係る 建築基準法第 6条の3及び 第18条 <u>第4項</u> に規定する構 造計算適合性

			判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を要する一の建築物につき次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額				判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を要する一の建築物につき次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	4	1 以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が200㎡未満のもの 14,500円 イ 床面積の合計が200㎡以上のもの 16,500円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料			

		める額 ア 床面積 の合計が 300㎡未満 のもの 29,500円 イ 床面積 の合計が 300㎡以上 2,000㎡未 満のもの 50,000円 ウ 床面積 の合計が 2,000㎡以 上5,000㎡ 未満のも の 87,500円 エ 床面積 の合計が 5,000㎡以 上のもの 128,000 円 5 (略) 6 (略)				4 (略) 5 (略)	
都市の低炭素 化の促進に関 する法律第55 条第1項の規 定に基づく低 炭素建築物新 築等計画の変 更の認定の申 請（同条第2 項において準 用する同法第 54条第2項の 規定による申 出を伴う申請 に限る。）に 対する審査	建築基準 関係規定 適合の審 査の申出 を伴う低 炭素建築 物新築等 計画変更 認定申請 手数料	都市の低炭素化 の促進に関する 法律第53条第1 項の規定に基づ く低炭素建築物 新築等計画の認 定の申請（同法 第54条第2項の 規定による申出 を伴う申請に限 る。）に対する審 査の項手数料の 額の欄の額に、 前項に規定する 合算して得た金 額を加算し、都 市の低炭素化の	都市の低炭素 化の促進に関 する法律第55 条第1項の規 定に基づく低 炭素建築物新 築等計画の変 更の認定の申 請（同条第2 項において準 用する同法第 54条第2項の 規定による申 出を伴う申請 に限る。）に 対する審査	建築基準 関係規定 適合の審 査の申出 を伴う低 炭素建築 物新築等 計画変更 認定申請 手数料	建築基準法第6 条第1項（同法 第87条第1項に おいて準用する 場合を含む。）の 規定による確認 を受けた建築物 に関する計画変 更確認の申請又 は同法第18条第 2項（同法第87 条第1項におい て準用する場合 を含む。）の規定 による確認を受 けた建築物に関 する計画変更		

		促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査の項手数料の額の欄 <u>2 から 4 までに掲げる</u>場合はそれぞれ当該 <u>2 から 4 まで</u>に定める額を更に加算して得た金額			<u>係る計画の通知に対する審査</u>の項手数料の額の欄の額に、前項に規定する合算して得た金額を加算し、都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査の項手数料の額の欄 <u>2 又は 3</u>に掲げる場合はそれぞれ当該 <u>2 又は 3</u>に定める額を更に加算して得た金額
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第11条第1項又は第12条第2項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<u>申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</u> <u>1</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第29条</u>第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>（平成27年法律第53号）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 <u>1</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第34条</u>第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能

向上計画が同
法第30条第1
項の認定又は
同法第31条第
1項の変更の
認定を受けた
ことを示す書
類が提出され
た場合

(1) 一戸建
ての住宅

5,000円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住宅
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 床面積
の合計

(市長が
別に定め
る建築物
について
は、共用
部分の床
面積を除
く。以下
イからエ
まで、2
(2)及び
4(2)並
びに次項
1(2)、
2(2)及
び4(2)
並びに建
築物のエ
ネルギー
消費性能
の向上等
に関する

向上計画が同
法第35条第1
項の認定又は
同法第36条第
1項の変更の
認定を受けた
ことを示す書
類が提出され
た場合

法律施行
規則第13
条の規定
に基づく
軽微な変
更に該当
している
ことを証
する書面
の交付の
申請に対
する審査
の項 1

(2)、2
(2)及び
4(2)に
おいて同
じ。)が
300㎡未満
のもの
11,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
23,000
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の
52,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの
94,000
円

(3) 非住宅
用途を含む
建築物の非
住宅部分

(1) 建築物
のエネルギー
消費性能
の向上等に

次に掲げる
区分に応じ
それぞれ次
に定める額

ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの
11,000円

関する法律
第12条第1
項又は第13
条第2項の
規定による
場合

ア 床面積
の合計
(市長が
別に定め
る算定方
法によっ
て算定し
たものを
いう。以
下この項
及び建築
物のエネ
ルギー消
費性能の
向上等に
関する法
律施行規
則(平成
28年国土
交通省令
第5号)
第11条の
規定に基
づく軽微
な変更
に該当し
ているこ
とを証す
る書面の
交付の申
請に対す
る審査の
項におい
て同じ。)
が
300㎡未満
のもの
11,000円

(2) 建築物
のエネルギー

一消費性能 の向上等に 関する法律 第12条第2 項又は第13 条第3項の 規定による 場合
ア 床面積 の合計が 300㎡未満 のもの 5,500円
イ 床面積 の合計が 300㎡以上 1,000㎡未 満のもの 9,500円
ウ 床面積 の合計が 1,000㎡以 上2,000㎡ 未満のも の 15,500円
エ 床面積 の合計が 2,000㎡以 上5,000㎡ 未満のも の 47,000円
オ 床面積 の合計が 5,000㎡以 上10,000 ㎡未満の もの 74,500円
カ 床面積 の合計が 10,000㎡ 以上 25,000㎡

未満のもの
 の
 94,000円
 キ 床面積
 の合計が
 25,000㎡
 以上のもの
 の
 117,500円

2 1 以外の場
 合で、建築物
 エネルギー消
 費性能基準等
 を定める省令
 第1条第1項
 第2号イ(1)
 及びロ(1)に
 定める基準に
 適合するもの
 (1) 一戸建
 ての住宅
 次に掲げる
 区分に応じ
 それぞれ次
 に定める額
 ア 床面積
 の合計が
 200㎡未満
 のもの
 40,000円
 イ 床面積
 の合計が
 200㎡以上
 のもの
 44,000円
 (2) 住宅用
 途を含む建
 築物の住宅
 部分 次に
 掲げる区分
 に応じそれ
 ぞれ次に定
 める額
 ア 床面積
 の合計が

300㎡未満 のもの 80,000円
イ 床面積 の合計が 300㎡以上 2,000㎡未 満のもの 135,000 円
ウ 床面積 の合計が 2,000㎡以 上5,000㎡ 未満のも の 230,000円
エ 床面積 の合計が 5,000㎡以 上のもの 330,000 円
3 1 以外の場 合で、建築物 エネルギー消 費性能基準等 を定める省令 第1条第1項 第2号イ(2) 及びロ(2)に 定める基準に 適合するもの (1) 一戸建 ての住宅 次に掲げる 区分に応じ それぞれ次 に定める額 ア 床面積 の合計が 200㎡未満 のもの 20,000円

イ 床面積
の合計が
200㎡以上
のもの
22,000円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住宅
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの
38,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
66,000
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の
121,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの
183,000
円

4 1 以外の場
合で、建築物
エネルギー消
費性能基準等
を定める省令
第1条第1項

第2号イ(1)
 及びロ(2)又
 は同号イ(2)
 及びロ(1)に
 定める基準に
 適合するもの
 (1) 一戸建
 ての住宅
 次に掲げる
 区分に応じ
 それぞれ次
 に定める額
 ア 床面積
 の合計が
 200㎡未満
 のもの
 29,000円
 イ 床面積
 の合計が
 200㎡以上
 のもの
 33,000円
 (2) 住宅用
 途を含む建
 築物の住宅
 部分 次に
 掲げる区分
 に応じそれ
 ぞれ次に定
 める額
 ア 床面積
 の合計が
 300㎡未満
 のもの
 59,000円
 イ 床面積
 の合計が
 300㎡以上
 2,000㎡未
 満のもの
 100,000
 円
 ウ 床面積
 の合計が

2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の

175,000円

エ 床面積

の合計が

5,000㎡以
上のもの

256,000

円

5 1 以外の場
合で、建築物
エネルギー消
費性能基準等
を定める省令
第1条第1項
第1号イに定
める基準に適
合するもの
次に掲げる区
分に応じそれ
ぞれ次に定め
る額

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

2 建築物のエ
ネルギー消費
性能の向上等
に関する法律
第12条第1項
又は第13条第
2項の規定に
よる場合（1
(1)に掲げる
場合を除く。）

(1) 建築物
エネルギー
消費性能基
準等を定め
る省令第1
条第1項第
1号イに定
める基準に
適合するも
の 次に掲
げる区分に
応じそれぞ
れ次に定め
る額

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

(7) (略)

主 (略)

(2) 建築物

エネルギー
消費性能基
準等を定め
る省令第1
条第1項第
1号ロに定
める基準に
適合するも
の次に掲
げる区分に
応じそれぞ
れ次に定め
る額

ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの
102,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
1,000㎡未
満のもの
130,000
円

ウ 床面積
の合計が
1,000㎡以
上2,000㎡
未満のも
の
171,000円

エ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の
277,000円

オ 床面積
の合計が
5,000㎡以

									上10,000 ㎡未満の もの 362,000円
									カ 床面積 の合計が 10,000㎡ 以上 25,000㎡ 未満のも の 435,000円
									キ 床面積 の合計が 25,000㎡ 以上のも の 510,000円
								3	建築物のエ ネルギー消費 性能の向上等 に関する法律 第12条第2項 又は第13条第 3項の規定に よる場合（1 （2）に掲げる 場合を除く。） （1） 建築物 エネルギー 消費性能基 準等を定め る省令第1 条第1項第 1号イに定 める基準に 適合するも の 次に掲 げる区分に 応じそれぞ れ次に定め る額 ア 床面積 の合計が 300㎡未満

(2) 建築物 エネルギー 消費性能基 準等を定め る省令第1 条第1項第 1号口に定 める基準に 適合するも の次に掲 げる区分に 応じそれぞ れ次に定め る額
ア 床面積 の合計が 300㎡未満 のもの 51,000円
イ 床面積 の合計が 300㎡以上 1,000㎡未 満のもの 65,000 円
ウ 床面積 の合計が 1,000㎡以 上2,000㎡ 未満のも の 85,500円
エ 床面積 の合計が 2,000㎡以 上5,000㎡ 未満のも の 138,500円
オ 床面積 の合計が 5,000㎡以 上10,000 ㎡未満の

もの
 181,000円
 カ 床面積
 の合計が
 10,000㎡
 以上
 25,000㎡
 未満のも
 の
 217,500円
 キ 床面積
 の合計が
 25,000㎡
 以上のも
 の
 255,000円

6 1 以外の場
 合で建築物エ
 ネルギー消費
 性能基準等を
 定める省令第
 1条第1項第
 1号ロに定め
 る基準に適合
 するもの 次
 に掲げる区分
 に応じそれぞ
 れ次に定める
 額
 (1) 床面積
 の合計が300
 ㎡未満のも
 の 102,000
 円
 (2) 床面積
 の合計が300
 ㎡以上1,000
 ㎡未満のも
 の 130,000
 円
 (3) 床面積
 の合計が
 1,000㎡以上
 2,000㎡未満

[illegible]

向上計画が同
法第30条第1
項の認定又は
同法第31条第
1項の変更の
認定を受けた
ことを示す書
類が提出され
た場合

(1) 一戸建
ての住宅

2,500円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住宅
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの
5,500円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
11,500
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の
26,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの
47,000
円

(3) 非住宅 用途を含む 建築物の非 住宅部分 次に掲げる 区分に応じ それぞれ次 に定める額
ア 床面積 の合計が 300㎡未満 のもの 5,500円
イ 床面積 の合計が 300㎡以上 1,000㎡未 満のもの 9,500円
ウ 床面積 の合計が 1,000㎡以 上2,000㎡ 未満のも の 15,500円
エ 床面積 の合計が 2,000㎡以 上5,000㎡ 未満のも の 47,000円
オ 床面積 の合計が 5,000㎡以 上10,000 ㎡未満の もの 74,500円
カ 床面積 の合計が 10,000㎡ 以上 25,000㎡

未満のもの

94,000円

キ 床面積

の合計が

25,000㎡

以上のもの

の

117,500円

2 1 以外の場

合で、建築物

エネルギー消

費性能基準等

を定める省令

第1条第1項

第2号イ(1)

及びロ(1)に

定める基準に

適合するもの

(1) 一戸建

ての住宅

次に掲げる

区分に応じ

それぞれ次

に定める額

ア 床面積

の合計が

200㎡未満

のもの

20,000円

イ 床面積

の合計が

200㎡以上

のもの

22,000円

(2) 住宅用

途を含む建

築物の住宅

部分 次に

掲げる区分

に応じそれ

ぞれ次に定

める額

ア 床面積

の合計が

	300㎡未満 のもの					
	40,000円					
イ	床面積 の合計が 300㎡以上 2,000㎡未 満のもの					
	67,500 円					
ウ	床面積 の合計が 2,000㎡以 上5,000㎡ 未満のも の					
	115,000円					
エ	床面積 の合計が 5,000㎡以 上のもの					
	165,000 円					
3	1 以外の場 合で、建築物 エネルギー消 費性能基準等 を定める省令 第1条第1項 第2号イ(2) 及びロ(2)に 定める基準に 適合するもの (1) 一戸建 ての住宅 次に掲げる 区分に応じ それぞれ次 に定める額					
ア	床面積 の合計が 200㎡未満 のもの					
	10,000円					
イ	床面積					

	の合計が 200㎡以上 のもの 11,000円					
(2)	住宅用 途を含む建 築物の住宅 部分 次に 掲げる区分 に応じそれ ぞれ次に定 める額					
ア	床面積 の合計が 300㎡未満 のもの 19,000円					
イ	床面積 の合計が 300㎡以上 2,000㎡未 満のもの 33,000 円					
ウ	床面積 の合計が 2,000㎡以 上5,000㎡ 未満のも の 60,500円					
エ	床面積 の合計が 5,000㎡以 上のもの 91,500 円					
4	1 以外の場 合で、建築物 エネルギー消 費性能基準等 を定める省令 第1条第1項 第2号イ(1) 及びロ(2)又					

の
87,500円
エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの
128,000
円

5 1 以外の場
合で、建築物
エネルギー消
費性能基準等
を定める省令
第1条第1項
第1号イに定
める基準に適
合するもの
次に掲げる区
分に応じそれ
ぞれ次に定め
る額

(1) 床面積
の合計が300
㎡未満のも
の 133,500
円

(2) 床面積
の合計が300
㎡以上1,000
㎡未満のも
の 167,000
円

(3) 床面積
の合計が
1,000㎡以上
2,000㎡未満
のもの
216,000円

(4) 床面積
の合計が
2,000㎡以上
5,000㎡未満
のもの
308,000円

(5) 床面積

の合計が
5,000㎡以上
10,000㎡未
満のもの
379,500円

(6) 床面積
の合計が
10,000㎡以
上25,000㎡
未満のもの
449,000円

(7) 床面積
の合計が
25,000㎡以
上のもの
512,000円

6 1 以外の場
合で、建築物
エネルギー消
費性能基準等
を定める省令
第1条第1項
第1号ロに定
める基準に適
合するもの
次に掲げる区
分に応じそれ
ぞれ次に定め
る額

(1) 床面積
の合計が300
㎡未満のも
の 51,000
円

(2) 床面積
の合計が300
㎡以上1,000
㎡未満のも
の 65,000
円

(3) 床面積
の合計が
1,000㎡以上
2,000㎡未満
のもの

		85,500円 (4) 床面積 の合計が 2,000㎡以上 5,000㎡未満 のもの 138,500円 (5) 床面積 の合計が 5,000㎡以上 10,000㎡未 満のもの 181,000円 (6) 床面積 の合計が 10,000㎡以 上25,000㎡ 未満のもの 217,500円 (7) 床面積 の合計が 25,000㎡以 上のもの 255,000円				
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第29条</u> 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第30条</u> 第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (2) ア 床面積の合計 （市長が別に定める建築物	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第34条</u> 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第35条</u> 第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (2) ア 床面積の合計 （市長が別に定める建築物	

については、共用部分の床面積を除く。イからエまで及び2
(2)並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査
(次項に規定する審査を除く。)の項
1(2)及び2(2)において
同じ。)が
300㎡未満のもの
11,000円

4 1以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ

については、共用部分の床面積を除く。イからエまで及び2
(2)並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査
(次項に規定する審査を除く。)の項
1(2)及び2(2)において
同じ。)が
300㎡未満のもの
11,000円

(1)に定める
基準に適合す
るもの

(1) 一戸建
ての住宅

次に掲げる
区分に応じ
それぞれ次
に定める額

ア 床面積
の合計が
200㎡未満
のもの
29,000円

イ 床面積
の合計が
200㎡以上
のもの
33,000円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住宅
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの
59,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
100,000
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも

		の 175,000円 エ 床面積 の合計が 5,000㎡以 上のもの 256,000 円 <u>5</u> (略) <u>6</u> (略)			<u>4</u> (略) <u>5</u> (略)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第29条</u> 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法 <u>第30条</u> 第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	前項に規定する合算して得た金額に、次の1に定める額を加算し、次の<u>2から4まで</u>に掲げる場合はそれぞれ当該<u>2から4まで</u>に定める額を更に加算して得た金額 1 (1) 床面積の合計が30㎡以内のもの の <u>8,000円</u> (2) 床面積の合計が30㎡を超え100㎡以内のもの の <u>20,000円</u> (3) 床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内のもの の <u>34,000円</u> (4) 床面積の合計が200㎡を超え<u>300㎡</u>以内のもの の <u>36,000円</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第34条</u> 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法 <u>第35条</u> 第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	前項に規定する合算して得た金額に、次の1に定める額を加算し、次の<u>2又は3</u>に掲げる場合はそれぞれ当該<u>2又は3</u>に定める額を更に加算して得た金額 1 (1) 床面積の合計が30㎡以内のもの の <u>7,000円</u> (2) 床面積の合計が30㎡を超え100㎡以内のもの の <u>14,000円</u> (3) 床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内のもの の <u>24,000円</u> (4) 床面積の合計が200㎡を超え<u>500㎡</u>以内のもの の <u>31,000円</u>

(5) 床面積
の合計が300
㎡を超え500
㎡以内のも
の 39,000
円

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

3 建築物のエ
ネルギー消費
性能の向上等
に関する法律
第11条第1項
ただし書（同
条第2項にお
いて準用する
場合を含む。）
又は第12条第
2項ただし書
（同条第3項
において準用
する場合を含
む。）に規定す
る特定建築行
為の場合 申
請に係る特定
建築行為を行
おうとする一
の建築物ごと
に次に掲げる
区分に応じそ
れぞれ次に定
める額

(1) 建築物
のエネルギ
ー消費性能
の向上等に
関する法律
施行規則第
2条第1項
第1号イ又

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

は口に定める基準に適合するもの
((2)に掲げるものを除く。)

ア 一戸建ての住宅
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が200㎡未満のもの
14,000円

(4) 床面積の合計が200㎡以上のもの
16,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が300㎡未満のもの
27,000円

(イ) 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの
43,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの
68,000円

(エ) 床面積の合計が5,000㎡以上のもの
88,000円

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの
(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条

第3項の規定に基づく
ものに限
る。)

ア 一戸建
ての住宅
次に掲
げる区分
に応じそ
れぞれ次
に定める
額

(7) 床面
積の合
計が200
㎡未満
のもの
7,000円

(4) 床面
積の合
計が200
㎡以上
のもの
8,000円

イ 住宅用
途を含む
建築物の
住宅部分
次に掲
げる区分
に応じそ
れぞれ次
に定める
額

(7) 床面
積の合
計が300
㎡未満
のもの
13,500
円

(4) 床面
積の合
計が300

		m²以上 2,000m² 未満の もの 21,500 円 (ウ) 床面 積の合 計が 2,000m² 以上 5,000m² 未満の もの 34,000 円 (イ) 床面 積の合 計が 5,000m² 以上の もの 44,000 円			
		4 (略)			3 (略)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）の項手数料の額の欄に	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）の項手数料の額の欄に

定める額とする。

1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

4 1以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

- (1) 一戸建ての住宅
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- ア 床面積の合計が200㎡未満のもの
14,500円
- イ 床面積の合計が200㎡以上のもの
16,500円

定める額とする。

1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

		(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300㎡未満のもの 29,500円 イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの 50,000円 ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの 87,500円 エ 床面積の合計が5,000㎡以上のもの 128,000円 <u>5</u> (略) <u>6</u> (略)				
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第31条</u> 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第29条</u> 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請 (同法 <u>第30</u>		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第36条</u> 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第34条</u> 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請 (同法 <u>第35</u>

更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査

更認定申請手数料

条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査の項手数料の額の欄1の額に、前項に規定する合算して得た金額を加算し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査の項手数料の額の欄2から4までに掲げる場合はそれぞれ当該2から4までに定める額を更に加算して得た金額

更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査

更認定申請手数料

条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査の項手数料の額の欄1の額に、前項に規定する合算して得た金額を加算し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査の項手数料の額の欄2又は3に掲げる場合はそれぞれ当該2又は3に定める額を更に加算して得た金額

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

建築物エネルギー消費性能認定申請手数料

次に掲げる額を合算して得た金額

1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提

出された場合
(1) 一戸建ての住宅
5,000円
(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
ア 床面積の合計
(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。イからエまで、2
(2)及び3(2)において同じ。)が
300㎡未満のもの
11,000円
イ 床面積の合計が
300㎡以上
2,000㎡未満のもの
23,000円
ウ 床面積の合計が
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの
52,000円

	㎡未満のもの	149,000円
カ	床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	188,000円
キ	床面積の合計が25,000㎡以上のもの	235,000円
2	1以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	
	(1) 一戸建ての住宅次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
ア	床面積の合計が200㎡未満のもの	40,000円
イ	床面積の合計が200㎡以上のもの	44,000円
	(2) 住宅用	

									5,000㎡以上のもの 183,000円
								4	1以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
									(1) 床面積の合計が300㎡未満のもの 267,000円
									(2) 床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの 334,000円
									(3) 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの 432,000円
									(4) 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの 616,000円
									(5) 床面積の合計が

						2,000㎡未満のもの 171,000円 (4) 床面積の合計が 2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの 277,000円 (5) 床面積の合計が 5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの 362,000円 (6) 床面積の合計が 10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの 435,000円 (7) 床面積の合計が 25,000㎡以上のもの 510,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 第13条 の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料	<u>申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</u> 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第29条 第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 <u>(平成28年国土交通省令第5号)</u> 第11条 の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料	1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第34条 第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー

ギー消費性能
向上計画が同
法第30条第1
項の認定又は
同法第31条第
1項の変更の
認定を受けた
ことを示す書
類が提出され
た場合

(1) 一戸建
ての住宅

2,500円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住宅
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの
5,500円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
11,500
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の
26,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの

ギー消費性能
向上計画が同
法第35条第1
項の認定又は
同法第36条第
1項の変更の
認定を受けた
ことを示す書
類が提出され
た場合

			47,000 円						
			(3) 非住宅 用途を含む 建築物の非 住宅部分 次に掲げる 区分に応じ それぞれ次 に定める額						
			ア (略)					(1) (略)	
			イ (略)					(2) (略)	
			ウ (略)					(3) (略)	
			エ (略)					(4) (略)	
			オ (略)					(5) (略)	
			カ (略)					(6) (略)	
			キ (略)					(7) (略)	
		2	1 以外の場 合で、建築物 エネルギー消 費性能基準等 を定める省令 第1条第1項 第2号イ(1) 及びロ(1)に 定める基準に 適合するもの						
			(1) 一戸建 ての住宅 次に掲げる 区分に応じ それぞれ次 に定める額						
			ア 床面積 の合計が 200㎡未満 のもの 20,000円						
			イ 床面積 の合計が 200㎡以上 のもの 22,000円						
			(2) 住宅用						

途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300㎡未満のもの
40,000円

イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの
67,500円

ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの
115,000円

エ 床面積の合計が5,000㎡以上のもの
165,000円

3 1 以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
(1) 一戸建ての住宅

次に掲げる
区分に応じ
それぞれ次
に定める額
ア 床面積
の合計が
200㎡未満
のもの
10,000円

イ 床面積
の合計が
200㎡以上
のもの
11,000円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住宅
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの
19,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
33,000
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の
60,500円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡以

上のもの
91,500
円

- 4 1 以外の場
合で、建築物
エネルギー消
費性能基準等
を定める省令
第1条第1項
第2号イ(1)
及びロ(2)又
は同号イ(2)
及びロ(1)に
定める基準に
適合するもの
(1) 一戸建
ての住宅
次に掲げる
区分に応じ
それぞれ次
に定める額
ア 床面積
の合計が
200㎡未満
のもの
14,500円
イ 床面積
の合計が
200㎡以上
のもの
16,500円
(2) 住宅用
途を含む建
築物の住宅
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額
ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの
29,500円

		イ 床面積 の合計が 300㎡以上 2,000㎡未 満のもの 50,000 円					
		ウ 床面積 の合計が 2,000㎡以 上5,000㎡ 未満のも の 87,500円					
		エ 床面積 の合計が 5,000㎡以 上のもの 128,000 円					
		<u>5</u> (略)				<u>2</u> (略)	
		<u>6</u> (略)				<u>3</u> (略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の規定は、施行日以後に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、施行日前に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 20 号

春日部市総合福祉センター条例の一部改正について

春日部市総合福祉センター条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

調理実習室の廃止等に伴い、施設の規定を改正したく提案いたします。

春日部市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

春日部市総合福祉センター条例（平成１７年条例第８６号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の項を削る。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（施設） 第３条 （５） その他附属する施設（講習室、<u>研修室</u>及び福祉団体交流室。以下「附属施設」という。）	（施設） 第３条 （５） その他附属する施設（講習室、<u>研修室、調理実習室</u>及び福祉団体交流室。以下「附属施設」という。） ２ 前項第１号に規定するデイサービスセンターは、春日部市健康福祉センター条例（平成17年条例第109号）第３条第１項第２号に規定する春日部市高齢者デイサービスセンターと相互に連携を保ち、管理運営しなければならない。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 21 号

春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、食事の提供の特例の規定を改正したく提案いたします。

春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(食事の提供の特例) 第17条 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の <u>栄養士又は管理栄養士</u> により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、 <u>栄養士又は管理栄養士</u> による必要な配慮が行われること。	(食事の提供の特例) 第17条 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の <u>栄養士</u> により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、 <u>栄養士</u> による必要な配慮が行われること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 22 号

春日部市保健センター等条例の一部改正について

春日部市保健センター等条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市庄和保健センターの廃止に伴い、設置の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市保健センター等条例の一部を改正する条例

春日部市保健センター等条例（平成１７年条例第１０８号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項又は表（以下「改正前の項等」という。）に対応する改正後の欄の項又は表が存在しない場合にあつては、当該改正前の項等を削る。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前						
春日部市保健センター条例 (設置) 第１条 市民の健康保持及び増進を図るため、春日部市保健センター（以下「センター」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第２条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 春日部市保健センター 位置 春日部市南一丁目１番地７ (休所日) 第６条 センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。	春日部市保健センター等条例 (設置) 第１条 市民の健康保持及び増進を図るため、春日部市保健センター及び春日部市庄和保健センター（以下「センター」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第２条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春日部市保健センター</td><td>春日部市南一丁目１番地７</td></tr> <tr> <td>春日部市庄和保健センター</td><td>春日部市大倉４９６番地１</td></tr> </tbody> </table> (休所日) 第６条 春日部市保健センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。 ２ 春日部市庄和保健センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。 (１) 日曜日及び土曜日 (２) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (３) １２月２９日から翌年の１月３日までの日	名称	位置	春日部市保健センター	春日部市南一丁目１番地７	春日部市庄和保健センター	春日部市大倉４９６番地１
名称	位置						
春日部市保健センター	春日部市南一丁目１番地７						
春日部市庄和保健センター	春日部市大倉４９６番地１						

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 23 号

春日部市健康福祉センター条例の一部改正について

春日部市健康福祉センター条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市高齢者デイサービスセンターの廃止に伴い、設置の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市健康福祉センター条例の一部を改正する条例

春日部市健康福祉センター条例（平成１７年条例第１０９号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条又は号の表示及びそれに対応する改正後の欄の条又は号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の条又は号を当該改正後の欄の条又は号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の目次、章、条、項又は号に対応する改正後の欄の目次、章、条、項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の目次、章、条、項又は号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条又は号に対応する改正前の欄の条又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第１号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
	目次 第１章 総則（第１条―第８条） 第２章 健康増進センター（第９条―第１１条） 第３章 デイサービスセンター（第１２条―第１５条） 第４章 雑則（第１６条） 附則 第１章 総則
(設置) 第１条 <u>市民</u> の健康増進及び <u>福祉</u> の向上を図るため、春日部市健康福祉センター（以下「健康福祉センター」という。）を設置する。	(設置) 第１条 <u>市民の健康保持と福祉の推進を目的として、市民</u> の健康増進及び <u>高齢者の福祉</u> の向上を図るため、春日部市健康福祉センター（以下「健康福祉センター」という。）を設置する。
(業務) 第３条 健康福祉センターは、次に掲げる <u>業務</u> を行う。	(施設) 第３条 健康福祉センターは、次に掲げる <u>施設</u> によって構成する。
(１) <u>健康相談及び健康教育に関すること。</u>	(１) <u>春日部市健康増進センター（以下「健康増進センター」という。）</u>
(２) <u>健康診査に関すること。</u>	(２) <u>春日部市高齢者デイサービスセンター（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１５条第２項に規定する老人デイサービスセンター。以下「デイサービスセンター」という。）</u>
(３) 機能訓練に関すること。	

(4) その他健康福祉センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(使用の許可及び制限等)

第5条 健康学習室及び研修室（以下この条において「健康学習室等」という。）を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 健康学習室等を使用できるものは、次に掲げるものとする。

(1) 市内の健康づくり団体

(2) 福祉ボランティア団体及び市内の福祉関係団体

(3) その他市長が必要と認めた者

3 第1項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

(1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。

(3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に健康福祉センターの名称を使用するとき。

(4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。

(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。

(6) その他管理上支障があるとき。

4 市長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、前条第1項に規定する使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）の使用が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことが

2 前項第2号に規定するデイサービスセンターは、春日部市総合福祉センター条例（平成17年条例第86号）第3条第1号に規定する春日部市高齢者デイサービスセンターと相互に連携を保ち、管理運営しなければならない。

できる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。 (3) 職員の指示に従わないとき。 (4) その他管理上支障があるとき。 2 市は、前項の規定による処分によって使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めは負わない。 (開所時間)	(開所時間)
<u>第7条</u> 健康福祉センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。 (休所日)	<u>第5条</u> 健康増進センター及びデイサービスセンターの開所時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。 (1) 健康増進センター 午前8時30分から午後5時まで (2) デイサービスセンター 午前9時から午後4時まで (休所日)
<u>第8条</u> (1) (略) (2) (略) (原状回復義務)	<u>第6条</u> (1) 日曜日及び土曜日（第10条第1項に規定する健康学習室及び研修室を除く。） (2) (略) (3) (略) (原状回復義務)
<u>第9条</u> 使用者は、施設の使用が終わったとき、又は使用を停止され、若しくは取り消されたときは、速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。 (損害賠償)	<u>第7条</u> 第10条第3項又は第14条第2項の規定による使用の許可を受けた者（次条において「使用者」という。）は、施設の使用が終わったとき、又は使用を停止され、若しくは取り消されたときは、速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。 (損害賠償)
<u>第10条</u> (略)	<u>第8条</u> (略) 第2章 健康増進センター (業務) <u>第9条</u> 健康増進センターは、次に掲げる業務を行う。 (1) 健康相談及び健康教育に関すること。 (2) 健康診査に関すること。 (3) 機能訓練に関すること。 (4) その他健康増進センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 (使用の許可及び制限等) <u>第10条</u> 市長は、必要があると認めるときは、健

康増進センターのうち、健康学習室及び研修室（以下この条において「健康学習室等」という。）の使用を許可することができる。

2 健康学習室等を使用できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内の健康づくり団体
- (2) 福祉ボランティア団体及び市内の福祉関係団体
- (3) その他市長が必要と認めた者

3 健康学習室等を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- (1) 前条各号に規定する業務に支障があるとき。
- (2) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。
- (4) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に健康福祉センターの名称を使用するとき。
- (5) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。
- (6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。
- (7) その他管理上支障があるとき。

5 市長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

（許可の取消し等）

第11条 市長は、前条第3項に規定する使用の許可を受けたもの（次項において「健康学習室等の使用者」という。）の使用が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 前条第4項第2号から第6号までのいずれかに違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(委任) <u>第11条</u> (略)	(3) 職員の指示に従わないとき。 (4) その他管理上支障があるとき。 2 市は、前項の規定による処分により健康学習室等の使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めは負わない。 第3章 デイサービスセンター (業務) 第12条 デイサービスセンターは、次に掲げる業務を行う。 (1) 入浴サービスに関すること。 (2) 給食サービスに関すること。 (3) 送迎サービスに関すること。 (4) 日常動作訓練に関すること。 (5) その他デイサービスセンターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 (利用人員) 第13条 デイサービスセンターの利用人員は、1日当たりおおむね15人とする。 (使用の許可及び制限等) 第14条 デイサービスセンターを使用できる者は、次に掲げる者とする。 (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護者及び要支援者と認定された者 (2) その他市長が特に必要と認めた者 2 デイサービスセンターを使用しようとする者（前項第1号に規定する者を除く。）は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。 3 市長は、前項の規定により、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。 (費用負担) 第15条 前条第2項の規定による使用の許可を受けた者は、デイサービスセンターにおける給食サービス等に要する実費を負担しなければならない。 第4章 雑則 (委任) <u>第16条</u> (略)
------------------------------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前までに、改正前の春日部市健康福祉センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の春日部市健康福祉センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 24 号

春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正について

春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正な廃棄物行政の施策を推進するため、課の事務分掌を移管することに伴い、庶務の規定を改正したく提案いたします。

春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成１７年条例第１１１号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第13条 審議会の庶務は、環境経済部 <u>廃棄物対策課</u> において処理する。	(庶務) 第13条 審議会の庶務は、環境経済部 <u>環境政策課</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 25 号

春日部市中心市街地まちづくり審議会条例の一部改正について

春日部市中心市街地まちづくり審議会条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部駅付近連続立体交差事業及び関連都市計画事業が一体となったまちづくりを推進するため、課の事務分掌を移管することに伴い、庶務の規定を改正したく提案いたします。

春日部市中心市街地まちづくり審議会条例の一部を改正する条例

春日部市中心市街地まちづくり審議会条例（平成31年条例第4号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、都市整備部 <u>都市計画課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、都市整備部 <u>鉄道高架推進課</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 26 号

春日部市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
の一部改正について

春日部市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、園路及び広場の規定を改正したく提案いたします。

春日部市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

春日部市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年条例第36号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（園路及び広場） 第3条 （6） 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。	（園路及び広場） 第3条 （6） 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第 27 号

春日部市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

春日部市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、別表の規定を改正したく提案いたします。

春日部市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

春日部市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成１７年条例第１６５号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前	
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）	
退職報償金支給額表			退職報償金支給額表	
階級	勤務年数		階級	勤務年数
	<u>30年以上</u>	35年以上		<u>30年以上</u>
	<u>35年未満</u>			
団長	979, 000円	1, 079, 000円	団長	979, 000円
副団長	909, 000円	1, 009, 000円	副団長	909, 000円
分団長	849, 000円	949, 000円	分団長	849, 000円
副分団長	809, 000円	909, 000円	副分団長	809, 000円
部長及び班長	734, 000円	834, 000円	部長及び班長	734, 000円
団員	689, 000円	789, 000円	団員	689, 000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 28 号

市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案いたします。

市道路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
4－764	増 富	増 富	
4－765	谷 原 二 丁 目	谷 原 二 丁 目	
5－509	粕 壁	粕 壁	
5－510	粕 壁	粕 壁	
5－511	南 三 丁 目	南 三 丁 目	
5－512	粕 壁 東 四 丁 目	粕 壁 東 四 丁 目	
5－513	南 四 丁 目	南 四 丁 目	
5－514	粕 壁	粕 壁	
6－780	備 後 東 二 丁 目	備 後 東 二 丁 目	
6－781	備 後 東 三 丁 目	備 後 東 三 丁 目	
6－782	備 後 西 三 丁 目	備 後 西 三 丁 目	
6－783	備 後 西 五 丁 目	備 後 西 五 丁 目	
7－694	小 湊	小 湊	
8－628	藤 塚	藤 塚	
8－629	六 軒 町	六 軒 町	
9－3452	西 金 野 井	西 金 野 井	
9－4499	新 宿 新 田	新 宿 新 田	
9－4500	新 宿 新 田	新 宿 新 田	
9－4501	新 宿 新 田	新 宿 新 田	
9－4502	新 宿 新 田	新 宿 新 田	
9－4503	新 宿 新 田	新 宿 新 田	
9－4504	西 金 野 井	西 金 野 井	
9－4505	新 宿 新 田	新 宿 新 田	

議案第 29 号

市道路線の廃止について

市道路線を別紙調書のとおり廃止する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市道路線を廃止するため、道路法第 10 条第 3 項の規定により提案いたします。

市道路線廃止調書

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
3－84	梅 田	内 牧	
3－85	内 牧	内 牧	
3－86	梅 田	内 牧	
3－117	内 牧	梅 田	
3－118	梅 田	内 牧	
3－119	梅 田	内 牧	
3－120	梅 田	梅 田	
3－124	梅 田	梅 田	
3－126	梅 田	梅 田	
3－128	内 牧	内 牧	
5－455	粕 壁	粕 壁	
9－1034	西 親 野 井	西 親 野 井	

議案第 30 号

令和 6 年度春日部市一般会計補正予算（第 10 号）について

令和 6 年度春日部市一般会計補正予算（第 10 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 31 号

令和 6 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について

令和 6 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 32 号

令和 6 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 6 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 33 号

令和 6 年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 6 年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 34 号

令和 6 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 6 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 35 号

令和 6 年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 6 年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 36 号

令和 6 年度春日部市病院事業会計補正予算（第 3 号）について

令和 6 年度春日部市病院事業会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 37 号

令和 6 年度春日部市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 6 年度春日部市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 38 号

令和 7 年度春日部市一般会計予算について

令和 7 年度春日部市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 39 号

令和 7 年度春日部市国民健康保険特別会計予算について

令和 7 年度春日部市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 40 号

令和 7 年度春日部市後期高齢者医療特別会計予算について

令和 7 年度春日部市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 4 1 号

令和 7 年度春日部市介護保険特別会計予算について

令和 7 年度春日部市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 4 2 号

令和 7 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計予算について

令和 7 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 4 3 号

令和 7 年度春日部市立看護専門学校特別会計予算について

令和 7 年度春日部市立看護専門学校特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 4 4 号

令和 7 年度春日部市水道事業会計予算について

令和 7 年度春日部市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 4 5 号

令和 7 年度春日部市病院事業会計予算について

令和 7 年度春日部市病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 4 6 号

令和 7 年度春日部市下水道事業会計予算について

令和 7 年度春日部市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

春日部市大場1325番地9

木 場 真 理

昭和37年5月28日生

令和7年2月13日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘